

決算審査特別委員会会議録
(特別会計)
(水道・病院事業会計)

(平成 26 年 10 月 21 日)
〔第 1 日〕

審査内容

議案第 56 号	平成 25 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第 57 号	平成 25 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第 58 号	平成 25 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第 59 号	平成 25 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第 60 号	平成 25 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について ...	28
議案第 61 号	平成 25 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	28
議案第 62 号	平成 25 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について ...	33

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	下平 力人	副 委 員 長	所賀 廣
議 長	末次 利男	副 議 長	久保 繁幸
委 員	坂口 久信	委 員	川下 武則
委 員	牟田 則雄	委 員	江口 孝二
委 員	田川 浩	監 査 委 員	木塚 賢司
監 査 委 員	平古場公子	事 務 局 長	岡 靖則
書 記	福田 嘉彦		

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	岩島 正昭	副 町 長	永淵 孝幸
教 育 長	松尾 雅晴	総 務 課 長	毎原 哲也
会 計 課 長	高田 由夫	財 政 課 長	川崎 義秋
企 画 商 工 課 長	桑原 達彦	建 設 課 長	土井 秀文
農 林 水 産 課	新宮善一郎	税 務 課 長	大串 君義
町 民 福 祉 課 長	松本 太	健 康 増 進 課 長	田中 久秋
環 境 水 道 課 長	藤木 修	学校教育課長兼社会教育課長	野口 士郎
太良病院事務長	井田 光寛	農林水産課林政係長	川島 安人
環境水道課環境係長	澤山 弘幸	環境水道課水道係長	安本 智樹
環境水道課簡易水道係長	田崎 一朗	健康増進課保険係長	羽鶴 修一
財政課財政係長	津岡 徳康	太 良 病 院 院 長	上通 一泰
太良病院総看護師長	坂本まゆみ	太良病院経営管理係兼 医事係長	中野 浩輔
太良病院経営管理係員	宮崎 達也		

以上 38 名

午前9時29分 開会

○決算審査特別委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

本日は御通知を差し上げておりましたとおり、9月定例会におきまして、企業会計、一般会計等の決算審査特別委員会に閉会中の審査を委託されました、議案第61号及び議案第62号の企業会計2件と、議案第55号から議案第60号までの一般会計及び特別会計の6件、合わせて8つの案件を審査するため、本委員会を招集いたしましたところ、執行部を初め、委員の皆様方には何かと御多用の中に御出席いただき、誠にありがとうございます。

決算審査は、予算を議決した主旨と目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、それによってどのような行政効果が発揮できたか。今後の行政運営においてどのような改善、工夫がなされるべきかという観点から、予算執行の実績、結果について議会に批判、監視の機会を与え、その成果を次年度の予算編成の指針として財政運営の適正を期すとともに、予算執行の優劣を判断する重要な審議であります。

どうぞきょうから23日までの3日間、日程のほうには十分御協力をいただき、実りある審査ができますよう、よろしくお願い申し上げ挨拶いたします。

審議に入ります前に、議長の挨拶をお願いします。

○議長（末次利男君）

《挨拶》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

ありがとうございました。

次に、町長の御挨拶をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

《挨拶》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

どうもありがとうございました。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

直ちに委員会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に付託議案審査案件表を配布しておりますので、ごらんください。本日は付託議案審査案件表のとおり、議案第56号から議案第60号までの5つの特別会計と2つの企業会計、合わせて7つの案件を終了、採決し、第2日目、第3日目に一般会計を審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、本日は5つの特別会計と2つの企業会計、第2日目、第3日目に一般会計を審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。監査委員の説明は9月定例議会で行われましたので、省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、監査委員の説明は省略することに決定しました。ただいまから審議に入ります。

お諮りします。ただいまから特別会計の審議に入りますが、簡易水道特別会計と水道事業会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、簡易水道特別会計と水道事業会計を一括して審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。簡易水道特別会計を除く、議案第56号から議案第59号までの4つの特別会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第56号平成25年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成25年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号平成25年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の192ページから275ページまで。行政実績報告書では71ページから84ページまでの一括審議に入ります。本案件以外の方は一応退席をお願いいたします。審査の時間になりましたら御連絡いたします。

退席のため、暫時休憩いたします。

午前9時37分 休憩

午前9時40分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。行政実績について関係課の概要説明を求めます。尚、説明におきましては時間の関係上簡潔にお願いします。

議案第 56 号 平成 25 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 57 号 平成 25 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 58 号 平成 25 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 59 号 平成 25 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（下平力人君）

それでは農林水産課長

○農林水産課長（新宮善一郎君）

《山林特別会計の行政実績の概要説明》

○健康増進課長（田中久秋君）

《後期高齢者医療・国民健康保険特別会計の行政実績の概要説明》

○環境水道課長（藤木 修君）

《漁業集落排水特別会計の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、特別会計名と関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

○田川委員

報告書の 74 ページの山林について聞きますけれど、まず初歩的なことから聞いて申し訳ないですけど、山林育成基金の積み立て状況一番下ですねのところがございます。25 年度末で 2 億 1,000 万円ちょっとありますけど、これですね、毎年取り崩し額が大体あの何ていうかな山林運営についてマイナスだったと思うんですけど、例えば去年でしたら 1,600 万円の取り崩しがございますよね。その前 1,900 万円くらいの取り崩しがあると思うんですけど。今回ですよ、基金の移動とかございまして、また分収林の購入に充てられたということで、ちょっと分かりにくいんですが、これは単純にここの取り崩し額から積み立て金の方をざっと言うとなんかそれをひいて 600 万円位でいうことでいいんですかね。その今までの基金の取り崩して書いてあるじゃないですか、去年おととしとか。要するに山林運営自体のですよ、収支と言いますか。お金は。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。平成 25 年度につきましては、分収林購入額をとり崩しをいたしております。それが 6,998 万円でございます。ですから取崩しの 77,446 万円から 6,998 万円を引いた分が運営費と言うんですか事業費に充てたというふうになります。

○田川委員

800万円くらいですね（「そうですね」と呼ぶ者あり）そいとですよ、毎年聞かれると思いますけども、最近はですね、材価、材木の価格の動向とですよ。また国内材のですよとりまくいろいろな近況ですとか、例えば2年前くらいに国の方でも国内材の受給率20パーセントを50パーセントにしたいというようなことはあったと思うんですけども、そこらへんの国内材をめぐるですね近況はどうなっているのか材価と合わせてちょっと聞かせてもらえませんか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。材価につきましては昨年度の夏頃には若干上がりましたが、それからまた下がってですね、現在のところ低迷をしているというような状況でございます。それから国産材の利用促進ということでございますが、準木造住宅という建設がですねまいち需要がないと言いますか伸びておりません。で、したがって木材を活用した住宅の需要というのがあまりないものですから、なかなか利用促進にはつながっていないというような状況でございます。

○田川委員

材価もよくないとそいと後ね、需要も伸びていないということで、かなりまたこれからも苦しい状況が続くんじゃないかなと思いますけれど、その他にですね例えば毎年聞きますけれども、6次産業化して付加価値をつけて材木を売るとかですね、もう一つはもう森林を材木を売るだけじゃなくてですね、そこをですね観光課といいますか、最近でしたら、森林セラピーですとかそういうことも全国的に整備をされてお金をとれるですね、そういったお金を生むような森林もぼちぼちと出てきております。先日は200年の森の新聞発表があつておりましたけれど、その中にもですね、200年の森のところもですね、そういったいろんな公園をすとか、そういった話しが出ておったと思いますけれど、そういったですね、森林そういった感じで観光化して収入を得るような、そういったふうな考え方はこれからもってられないのかそこらへんどうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい、当然あそこの先日記念式典がございました。多良岳200年の森ですね、あそこについては作業路を今後もですね、計画的に延長していくとそこを遊歩道として活用してですね、観光にも活かしていきたいなと考えております。

○田川委員

そうしましたらこのまた予算にですね、そこらへんの考え方を反映されることを期待しております。以上です。

○牟田委員

ちなみにこのスギとヒノキ平均でもいいですから単価大体立米あたり単価を教えてください。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい。お答えをします。スギが4メートルのですよ、18から22で平均で1万1,600円です。ヒノキにつきましては同じく4メートルものの18から22で2万2,800円というところでこれは佐賀県信連木材共販所の中値ていうか平均単価でございます。

○牟田委員

今、言うたとは立米にすればいくらになる。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

スギが立米あたり1万1,000円、ヒノキにつきましては立米あたり1万6,100円程度になっております。

○牟田委員

これは直接金額じゃないんですが町有林面積が1,541.63ヘクタールあって町有林の実態ということでここに1年から10年まで67.02ヘクタールという数字があるんですが、これを考えますと、1年間に金額によって広さの管理をしていくのか、それとも広さをある程度基準を1年にどのくらいずつやっていく基本的な考えはどちら基本的な考えを置いておられるかちょっとお尋ねします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

広さをまず例えば3ヘクタールなら3ヘクタール、4ヘクタールなら4ヘクタールということですね、主伐の候補地を例年探しているところでございます。

○牟田委員

これから一番手のいるとは1年から10年、これが一番手のいるて思うもんね。伐採からなんからもうあぎゃんとしてそいが67ヘクタールあって41年以上は571ヘクタールということでここはそうは手のいらんけん広うももっとてもよかばってんここらへんが大体一番肝心なところで思うんですがこのへんは大体1年から10年までは大体何ヘクタールずつ管理していこうかて考えておられますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

毎年主伐がですね、少ない年で1ヘクタール、多い年で約6ヘクタールございますので、その翌年に新植をして参りますので2ヘクタールから3ヘクタールを予定をいたしております。

○川下委員

こい41年生ていうか71ページですけど、その41年生以上が75%あってですよ。なおこう収入が望めないてばってんが。こい町長にお尋ねですけど、もしあれやったらですよ、こがん安う売れんとなれば何かこう町民のためにですよ。家ていうか立売りの家ば作ってやったいとかですよ。そこんたいば考えて少しでもこいみたらぜんぜんほとんど収入ほとんどなかけんですよ。もしあれやったらこい使ってですよ。町民のために使って今後いく

らかでも町有材を使った何か考えとらんですか。

○町長（岩島正昭君）

先ほどから議員さんたちとお話がありますとおりに1次産業農業が6次化6次化で言いますけども、林業も6次化時代ですよ。だから素材だけじゃなくして付加価値をつけて、製材等々して多良岳材をブランド品を出すというふうな今後の計画をもっていかんことには山はたっていかんというふうに思っております。だから今、田川議員からも昔から何年か議会等々でも町営住宅等々もお話があつておりますからね、そういうふうな製材をして2級品か3級品いわゆる1面無節か2面無節をですね利用して、頭の中には20坪から30坪位の住宅を作って、そして家賃を2万円か3万円収めていただいて、10年間住んでいただければその人に提供するという政策も必要じゃないかというふうに思っているところでございます。だから若者定住というても野崎の分譲地も作ったんですけども、なかなか皆さんたちご存知のとおりでもうなかなか売れんやっただんですけども、やっぱい町で作って将来的に皆さんたちにおあげすると、満額10年で満額は収まらんでしょうけども定住対策の一貫としてそういうふうな考えていかないかなだろうなというふうに思っております。

○川下委員

今ですよ、売り払い収入がほとんど望めないという状況がずっと私が議員ばしてからずっとそういう状況は続きよっけんですよ。今、言う定住促進も含めたところですよ。1年に5つずつでもですよ。家作って夫婦で住んでくいやっぎにやその分だけでもですよ。よかっかなて思うとですよ。大体1軒作るとにどれくらい材木がいるか分からんばってんですよ。今、町長言うてくいやったばってんですよ。そこらへんもよろしく課長もよろしくそんたいなんとか考えてみてくれんですか。どがんですか課長。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

そういう住宅のですね材料として活用をしていくということは当然ですが、一つの6次化で言いますか例としては間伐材をマキにする。それから、炭にしたりして販売を検討をしなきゃいけないなと考えております。しかし実情それをやっている行政もあるんですが、なかなか販売が難しいということをおっしゃっておられますので、そのへんは販売も含めた売り方といいますか、PRの仕方も考えていかなきゃならないのかなと考えております。いずれにしても、そういうふうなことでですね、木材のさらなる町有林の木材の活用についてはですね十分今後も研究を続けて行きたいと思っております。以上です。

○牟田委員

今のとに関連してですが、ブランド化もその前から言ってきましたとおりに、品物のブランド化はそう簡単に今のあれでできん。そしたら今、やっとな200年の森が着手されて、これだけ注目されて、そして、箱根あたりに行っても昔の江戸時代の参勤交代の道路の街道

筋なんかがあいなんかも最高の観光資源、せいけん山そのものをブランドとして考えて、例えば太良に広域の林道の脇は、もう 50 メートルくらいはもういっさいそういうふうな街道、将来ここを観光街道にするていうような何か長期的な見直しに立ってそしてその材価が上がればもっとそこじゃなくて他にいっぱいこいだけ 1,500 町以上の山があるとやっけんですね。せいけん材木そのもののブランド化も考えて行きながら、やっばいそういうふうに山全体を山をブランド化するていう考えをどうやろうかもって長期的にやって行った方がその夢があつてみんな将来は、ひょっとしたらそっちの方が太良町の財源にはならせんやろかていうごたかすかな考えもあつとばつてんそこらへん町長どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今、確かに牟田議員おっしゃるとおりです。200 年の森の等々であいさつの中で言いましたとおりに山も一つの観光にドッキングして行きたいということと、都会の田舎思考でどんどんどんどんきている状況ですから森林浴と兼ねてね、遊歩道いわゆる遊歩道等作って大型バスくらい行くような途中まではですね、行くような道路整備も必要じゃないかというふうな観光面両方牟田議員おっしゃるとおりそういうなども必要じゃなかかと思いません。

○坂口委員

似たようなこと川下議員に関連してですけども、若者定住そして少子化対策ですね、そがんと含めてもう定住対策にもこう地元材使うたらとか地元で作ったら 100 万円とかいろいろこう対策をしてきてはおったわけですね、なかなか結果よそから含めて結果それなりの結果はでたかもしれませんが、それ以上結果は出てこなかったと。ここでおもいきってですね、例えば広域農道鹿島に近い方ですね、どうしても手前なったらやっばい通行とかなんとかで今、鹿島に結構こう建物建てたいなんかしよっけんですよ。広域農道あたりの鹿島の近い方に交通の便が良いところにですね、例えば町有地があつたら幸いですけど町有地がなかったら買収してでもそこにですね、やっばり、町長が言われたような建売ですか、もう何戸かずつでもこう例えば作ってですよ。多良岳の間伐材でも何でもつこうてよかじゃなかですか。もう結構伐期的には 60 年以上やっけんがこんなもんも例えば間伐材でもすばらしい木材ですのでですよ。それを利用してこう作ってそれを貸与をするとか、何かこうやっばいここにすれば結構今、あの国あたりも例えば少子化対策とか若者定住とかに結構金もつけたいなんかいこう新聞あたり見よればですよ。そぎゃんと補助金とかつけたいなんかいしよつとも調べればあつとじゃなかかなて気はするわけですね。そがん思いきったここでやっばい思い切った決断をして、その 5 戸ずつでもよかじゃなかですか。徐々に増やして行って交通の便のいいそのへんの土地あたりば買って、活性化につなげる、もうここにすればなかなかそのよか案のなかですもんね。もう思い切ってやって行くていうような考えはもたれとらんですか町長。

○町長（岩島正昭君）

議員おっしゃるとおりに広域農道等々も一応頭の中に入れてるとですけど、まずは、若者の定住というのはスーパーが近くにある。駅、それから病院等々はまず前提になりますからね。そこんたいの近くをですね、あちこちあつとるわけですよ。将来的にある程度定着すれば、ある程度の中高年くらいの方が広域農道の定着していただく、段階的にやっっていくようには考えております。まずはおたくおっしゃるとおり4戸か5戸ぼちぼちそういうふうな計画せないかんじゃろなということで関係各課長財政ともお話しをしているところでございます。

○坂口委員

確かに定住対策と言えば病院とかですね、そがんと近かかていうか広域農道からすれば鹿島もう近かしですよ。車もあるし、例えば老人さんならそりゃたしかにですね、ほんな病院が近かったいスーパーが近かったいするところもあるですけど、ほとんど車で若者あたりはあっちゃんこっちゃん買いに行きよっわけですね。単価の安ければわざわざ鹿島じゃい武雄じゃいて地元で買わんでもですよ。そういうなんて言うかな交通あたりは若者に対してはそこまで考えんでよかつじゃなかかなて気はせんでもなかですね。そいけんちよつと言えは鹿島にていうのは、鹿島に太良町と県境あたりは鹿島にも病院も近かし、スーパーも近か、そのへんの発想の転換はやっぱい少しは老人と若者とというふうな区別はしてですよ。そのへんな考え方ばすればわざわざ鹿島に行きよるわけですから、鹿島も確かに病院の近くもあろうし、離れたとこいにですよ、それなりに住宅ば作りよるわけですからそして、そがんすればそがんとすれば、鹿島の県境あたりに幸いうまいとこのあればですよ。そがんあんまい若者についてはそがん特定して病院あいじゃて言うあいはなかとじゃなかんと。病院もしかりですよ。病院も自分たちが選んでちよつと言えは太良病院ばかいやのうしてですよ。もういろんなどこいに病院に行きよるわけですから、そいは少しはもう考え方の転換を思い切ってされて、すればどがんかなて気もせんでもなかつですけどね。

○町長（岩島正昭君）

建設課の住宅係がですね。若者向けに抜き打ちでアンケート調査もとっております。どういふふうなことを希望するか。例えば何坪くらいが欲しいかということで今、集計はできとるかどうかわからんですけども、そういうふうなことはアンケートとっとりますからね。これを参考にしたいということと、もう一つは、全国でこう大都市の近傍地等々はもう人口はくるばってんが、農地がない農振除外は簡単にできんということで、苦労しよるて新聞報道等々でも聞いとりますから、ひよつとするぎん佐賀とか基山とかああいうふうなところは家ば作りたかばってんが、簡単に農振除外はできんというふうなとで、そんならこっちの方にきとれば幸いだなと農地多かけんですね。そいでもう一般向けはそういうよ

うなことでまた広報等々でやってみて、とりあえずはさつきあたりお話しにあった4戸か5戸計画をしてだんだんと広げて行きたいというふうに思っています。出来るだけもう緊急の時は鹿島、諫早、長崎等々は広域農道を利用すればすぐだと。通勤距離の範囲内ですからね。大々的に宣伝をしていきたいなと思います。

○坂口委員

せっかく建設課がアンケートといよって町長が言われたけんですよ。そのへんの例えば交通とかそのへんのところでもありますね、若者やっかんがどういう考えもたれとつかただ単に住宅の何メートルでじゃいどぎゃんとがよかかじゃなくして、やっぱい交通の便とかですね、そういう太良町なら太良町の中ならどのへんに例えば欲しかていうような考え方をたれとつかそのへんもちょっと調査していただければですね、どがん考えばもっとつか分かつとじゃなかかなと思いますので是非そのへんまで調査をアンケートをとっていただければと思いますけれど。

○副議長（久保繁幸君）

今、川下議員、坂口議員が言われたように私もきょうここで提案したかったのが、その今アンケートの件やったんですけれども、アンケートをやっておられるようでやっぱり今から結婚する若いものが、何で鹿島あたりに行くかという。私が来月と年あけてから結婚式のご案内もろうととですが、まずはどけ住むとなて聞いたつですよ。2人とも鹿島からというた。なしなて、太良には住宅のなかもんで、だけんアンケートしていただきたいというのは、今の若者が一緒になる若いものたちがどのようなニーズをしていただくとか、そのへんをきょうは提案していただきたい。提案しようかなて思ったぎん坂口議員さんが言われた。そのへんを早く決断していただくように提案をいたしたいと思います。検討ではなくてででね。即やっぱりそのへんはうちの人口、皆さんもご存じと思うんですが、減る一方ていうような報道もなされてますし、またそういうな実態になっていきますし是非そのへんは決断していただきたいというふうに提案をします。そいととは別にて簡単な質問からいきますが分収林は直営林になったわけですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい。お答えいたします。直営林になっております。

○副議長（久保繁幸君）

そしたらば59.7ヘクタールが直営林になった場合、少々ヘクタールが足らんのですが、そのへん不足しておる分はどういうふうな。去年のね、実績を直営林697.31ヘクタールこれに59.7ヘクタール足したらば今年度の直営林の757.01のヘクタールになるのですが、いくらか9ヘクタールくらい足らんのですが、その不足はどのようになつととですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい。お答えをいたします。0.37ですかね。

○副議長（久保繁幸君）

私の計算ではね。分収林が 59.7 ヘクタールでしょう。そいで、今年度に直営林に挿入された分が 50.3 ヘクタールしかなくて大体 9 ヘクタールくらい足らんというふうな私は計算ばしたとですけど。そりゃよか。分かりましたすみません。私の計算間違いでした。材価の価格は依然として低迷しておりますというふうな説明やったんですが、売り払い収入間伐材、主伐材等々も大分増えとりますが、これは今さっき立米単価が安くなるとかなんとか……の説明があったんですか。増額こんだけよけい売られたのはどうしてなんですか。そんだけの伐期がきとったけんですか。ここ数年 3、4 年の売り払い収入を見たら大分金額的に違いますので、そのへんの理由は。どのような。材価が下がるとるけんがそがん売っとらんとじゃろかて思うたら去年のですね、間伐材だけでも倍近くなるとるでしょう。売り払いが。主伐材も去年からしたら 700 万円くらい増えてるですね。そのへんの理由はやっぱり切らないかん時期がきとるから切ったわけですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい。お答えをいたします。町有林につきましては最初、間伐の対象面積を大きく平成 25 年度については 21.98 ヘクタール間伐を行っておりますので、その分素材がですね、たくさん出て単価は低迷しておりますが、これだけの収入につながっているということでございます。主伐につきましても先ほど答弁いたしましたように、例年 1 ヘクタールとか 2 ヘクタール主伐かけとりましたが、平成 25 年度につきましては、5.96 ヘクタール主伐を行っております。そういうこと材積がですね 1,971 立米ありましたのでこの 2,340 立米ですかね。

○副議長（久保繁幸君）

主伐した理由ですよ。今、間伐材は分かりました。主伐材は材価が低迷しとるのにていう昨年度からすればいくらですか大分多かでしょう。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい。お答えをいたします。例年主伐の調査を行っております。で、対象地区についてですね、例えばスギの木とか風配とか決めまして立木調査を行います。その中にはですね、こりゃこういうのを主伐をかけても当然金が上がらない。曲がりとか大曲が多いという場合にはですね、対象主伐面積の仮に 5 ヘクタールを 2 ヘクタールにしたり 1.8 ヘクタールにしたりして主伐をかけておりましたが、平成 25 年度の字角野内一帯の町有林のですね 5 林班あるいは 19 林班につきましては結構いい材がございましたので、集計したところ 5.96 ヘクタールの主伐をかけたということでございますので、来年度とか年度によってですね、主伐面積につきましては変わるというようなことご理解いただければと思います。以上でございます。

○坂口委員

それについては臨機応変に多分やっていた採算ベースのとればよかていうふうな議会の考え方もあったと思うけんそういう仕方でしたとかなて思うしですよ。そりゃそいでよかとぼってんが、例えば200年の森の折にね円安で海外材が入らんで国内材のこう価格が少しづつこう上がっているというような状況ば話されたたいね。そういう話しをされたけん例えばそういう国内木材価格がこう少しでも上がる要因があればですね、十分考えて熊本木材なら熊本木材と話し合いながら単価のよかけん切って行こうとか考え方でやってこられたと思うんですけども、今回あたりも例えば木材が単価が少しづつ上がればね、いつも基本的には例えば3ヘクタール、5ヘクタールを我々は目標としてこう主伐して行こうというような考え方で今までは材価が低迷したりなんかして1ヘクタール、2ヘクタールせんときもあったていうような状況なわけたいね。実際が。そいけんやっばいこう木材のこう言い兆候があればですよ。今のように5ヘクタールでん10ヘクタールにせろねやっばいある程度ね、森林組合との仕事量もいろんな含めながら計算しながらやっばいさるるときは単価のいいときは、それなりの主伐を持って行くていうような考え方を今後ずっとやっばいもっていたてもらわんぎとねいかんとじゃなかかねて気はせんでもなかとぼってん。急に木材が上がるて言う状況はなかわけやっけんですよ。そのへんはどがん考えととかな。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい。お答えをいたします。市場の価格それから主伐を行う町有林のその地形的なものもございます。谷底深い谷に向いているようなところにつきましては、搬出に経費がかかるというようなことですよ。なるべく傾斜が少ない主伐をおかけて搬出をする。それに経費がかからないような候補地をですね。そんなのも後残ってないんですが、そういうところから優先的に主伐を計画的にやっていきたいなと考えております。

○坂口委員

しかし、太良町の牟田さんの牟田議員さんの考え、太良町に例えば森の財産を残すというようになってくっぎとやっばり交通の便とかどうしてもですよ。そういうとを交通の便とか何とかを交通の便がよくて、いい木材あたりとを残していかんぎとですね、観光とかなんとなかなか使われんとじゃなかかなと。例えば急傾斜の一番谷んごたつここに例えば観光がいいのかどうかちょっと私分からんぼってんが、その山のよさとかなんとかを考えればそりゃいろんなとらえ方はあるわけやっけん、その難しいところ手のかかるけんが金がいって採算とれんて言われればまたね、いろいろ問題出てくるとぼってん。いいところの観光とかいろんなに使われるいいところは少しづつは残して悪いところはそんないどがんすっかていうことをいろいろこういう場で考えてね、悪いとこだけ残して後で観光に使われるっかていうぎと、なかなか使われんわけやっけんがさ、そのへんもどがんしたらいいのか山林運営委員会とかなんとかで考えてもろて今後どう対策をするかていうよう

なことを是非検討していただきたいと私は思いますけども。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

申し訳れございません。ちょっと説明が足りないところがありました。そういう地形的にですね、恵まれないといいますか悪い場所については、今も行っておりますが、国とか県の事業を活用してですね作業路なり出しがしやすいようにですね、作業路の開設、間伐と合わせて作業路の開設を進めておりますので、ゆくゆくは結構経費がかからないような山に変わるんじゃないかなと思っておりますので、そうなった時点で主伐をかけていきたいと考えております。以上でございます。

○牟田委員

今、坂口議員のあいだに追隨した形になるんですがやっぱいこう山を見に行っても太良の場合地形的に急傾斜の多い谷間が多いですね、どこ見ても。テレビあたりで災害専門担当者あたりの話を聞いたとったら、やっぱい谷の急傾斜のところは、人工造林針葉樹を植えたところはやっぱり弱いとで、そういうところにはできれば広葉樹林を植えた方が災害に強い山になりますよていうともずっと前から言われよっけんね。そういうふうにして銭にならんごたところなら多面的に利用するていうことで山もこうたもんじゃっけんさ。そいけんそういうことをあれしたらやっぱい住民が安心して水害の時も暮らせるように少しでも安心できるように谷のところは下から50メートルか100メートルもう広葉樹林になすと、そしたらその観光にもまた広葉樹林の方がどうしても針葉樹林よりも広葉樹林の方が見てみんな安らぐわけですよ。そういうところも両方含めて考えてもろうてね。そいけんそういう急傾斜みたいところは銭になるかならんか別にして、やっぱい住民も安心して住めるような町に目的として両脇はやっぱりもうずっと基本的に広葉樹林を植えて行くていうようなそういう考えをちょっと提案してみたいんですがどうでしょう。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

はい。お答えをいたします。谷あいとかですね、結構標高の高いところについてはですね、色彩の森じゃないんですけど、森林組合さんに協力していただいて県の事業を活用してですね、県のいわゆる環境税です。あれを活用してですね、そういうふうにして広葉樹を現在植え始めているところがございますので継続して進めて行きたいと考えております。以上でございます。

○議長（末次利男君）

今、山林だけ集中しておりますけれどもですね、特別会計としても基本的な考え方についてですね、意見が出ておりますけども今、報告書見ておりますと間伐と主伐というわけ方で報告をされておりますけども、今回の200年の森事業ていうのが超伐期、多間伐事業ということに私は受け取っておるわけですよ。そいで今後、この直営林だけでもですね、700ヘクタール近くの主伐でもありますからですね、そういったことを方針転換していく

のか、間伐は間伐、主伐は主伐として仕分けていくのか、あるいはその200年の森というのはひとくくりにやはりあの価値を高めていく、そして雇用を生んでいく。そしてそういったいわゆるですね混交林で言いますか、スギとヒノキじゃなくてスギと広葉樹を混ぜてやっぱり将来災害に強い、あるいは景観にも良い、あるいはその材木の価値も高めると、そして雇用を生むという私は一つの方針転換のスタートだというふうに受け取っとるわけですよ。そこでですね、今後そういう方向でやっぱりやるのか、あるいは価値を高めながらそういったもろもろのですね、いわゆる対策として超伐期、多間伐事業に進めていき方針転換をするのか、もちろん諮問機関もごさいますのでですね、そういったことはどう方向を示して諮問機関に投げかけられるのかここらへんは、こういった決算審査あたりの意見を聞きながら、どう方向するのか、このへんは今回2箇所スギとヒノキで今度されましたですね、これはモデル園と思いますけども将来的に全体をそうされるのか、いやここだけモデルにするんですよというのかですね、このへんは将来展望というのが当然ここに立てるべきだと、もう今までのやり方はある意味行き詰まっとるわけですからですね、じゃあ方向を展開するためにはどうするかということですからそういう方向で考えてるのかどうなのかということですね。そいとなかなか収益が出ないというのは、ようするに材価の低迷もありますけれども当然経費の経費がかかりすぎですよ。そいであの毎年毎年省力化のためには林内道ですね、毎年してみたり、あるいは効能率の機械を導入してみたりしておりますけれども、その効果がやっぱり経費節減に失しているのかどうか、このへんはやっぱり検証すべき、じゃあいるんだというわけもいきませんけどもですね。どれくらい効果を失っているのか。このへんを検証すべきじゃないかなというふうに思いますし、そこが昔はね材価は安くても労賃が安かったからある程度収益があったんですよ。もちろんそういうこともしかしながらここは削られません。やっぱり効能率にやっぱり当然先ほど言われたようにその林内道路を入れてみたりしてですね、省力化に図っていくんばいかなと思いますので、そのへんの方針あたりばですね是非今、示してくいろということではないですけども、是非方向を示してですね、本当にせつかく50年、60年たてば主伐林分というのは手はかからんわけですよ。保育費はかからんわけですよ。今からどう利益を生むかという時期にきとるわけですからですね、この生かし方というんですか、こりゃもう6次化も大事かでしょう。いろんな方法で大事かと思いますのでですね、是非そのへんを今のご意見を参考にしながらですね、示して欲しいなというふうに思います。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

それでは休憩を閉じ再開いたします。山林に集中しましたから今度は他の方ですね、質問をしていただきたいと、これを終わりではございません。山林も。なかには入れてもよございますから。

○副議長（久保繁幸君）

この前の活性化の時やったですかね。ちょっと委員の方で説明をお願いしたんですが、この前国保の方で、広報委員会の方が説明を聞かれたんですが、まだ委員会が今月末なんでまだ私は分かりませんということで答えてありますが、基金残高、積立金状況かこれが42万円しかないけど今後はどうなされるのかということ私聞かれましたので、そのへんを課長の方から分かればご説明をお願いします。今年度のことなんですが、分かる範囲で、私が説明できませんでしたので、よろしくお願いします。

○健康増進課課長（田中久秋君）

お答えいたします。答えになるかどうかちょっとあれですけども、行政実績の方で、総合的なことを説明しましたとおり、国保の被保険者は、年々高齢化の傾向になって、所得が退職されて国保に入られる方とか若い世代は町外に出て高齢者が多いと、それに伴って収入が所得がないということで国保税の収入が思うように伸びてこないというふうな現状ともう一方歳出の方ですけれども、どうしてもこう年齢がこういっていくと病院に行かれるケースが増えてまいります。当然、医療費は伸びてまいります。今、後期高齢者医療制度というものができましたので、75歳を迎えられると国保から外れて後期高齢者の方にかれますけれども、それ以上の分についてまた別の問題で後期高齢の方でできますけれども、国保だけで言いますと若い世代は出生も少なくなっているで、成人されたらもう町外に行かれる一番働きざかりの世代がいるのが国保には不足をしていると、そういった収入を稼がれる方は若いうちはそれとなく健康でいらっしゃいます。病院に行く回数は減りますので、そう伸びないんですけども、高齢者の分が医療費がどんどんどんどん被保険者は先ほど平均で3,800いくらていいましたけれども、年々被保険者数は年々減少をしておりますけれども1人当たりの医療費というのは年々増加の傾向にあります。目的税ですので、給付に応じた保険料を徴収するのが大原則ですけれども、所得がないのに税率だけをぼんぼんぼんぼん上げて結局半分くらいは軽減世帯ですよ。軽減額は国、町、県が補填をしょつとですよ。税率を上げて軽減の額を増やして行くとその分は一般会計から町に繰入れないかと。国保財政だけでみればそりゃ税率上げてその分入ってくっけんがいくらなつとんは助かるとですけども、税率あげても所得自体がなかとやっけんがそう伸びらんとですもんね。そういう現状の中で基金をどうするかと言われてもちょっと厳しかですよ。そいで議員さんのご理解をえて特別繰入という形で補填を過去2年間お願いしていただいておりますので、担当課としては今、申し上げたとおり税率を上げてその収入増は見込めないとどうしても一般会計からはお願いせざるを得ん状況になってくるだ

ろうというふうに考えておりますので、今の状況で議員さんのご理解を得ながら特別繰入をお願いしながらなんとか単年、単年をなんとか安定運営をできるようにしていきたいというふうに考えております。で、その特別赤字補填の意味合いで繰り入れをしてもらっておりますので、当然そこに剰余金が出た場合は全部で言うわけにはなかなか収支ができませんので、全部余った分を一般会計に返すということはなかなか難しいですけれども、いくらか、監査委員さんからの指摘もありましたとおり平成 25 年度については 7,500 万円ほど形式収支では一応黒字の形になっておりますけれども、実質 8,500 万円の特別繰入一般会計からありますので、実際それがなかったら赤字なんですよね、で、今年度その分 7,500 万円のうち 3,000 万円ほどやったかな、お返しするような形で 26 年度予算措置をしておりますので、そういう形でなんとかやりくりをお願いできたらなというふうな状況でございます。回答になったかどうか分かりませんが、以上です。

○副議長（久保繁幸君）

そしたらば今、担当課の方では 23 年度税制改正したんで、今、収入がそんなにないのでも、そんなにないだろうと特別繰入をお願いしたいことですね、はい。分かりました。

○牟田委員

ちょっと今の問題はですね、深刻な問題で国民健康保険は、ちょっと我々も小さな職場じゃあるんですが、今まで強制的に厚生年金にかたれていうところまではいっとらんやったです。ところがここ平成 29 年度からかもうその加入企業じゃなかったら公的な仕事の入札にはできませんよ。ていうような指導をするけんそいまでは完璧にそういう事業者はそういう社会保険のあれをちゃんとしなさいていう指導はもう今、去年おととしからか受けてもうよっぽど自分かたらんていう人以外には今もうかたしとったいね。そいぎそうなってくっぎにゃもう働きよる人がそうほとんどそうなってくっぎにゃ自分が個人事業主か 1 次産業の人ぐらいしか、かける人がおらんで、そしてとる人はどんどん増えていきよっけんそこのところはね、どうしても賄いきらんていうことは分かっ取るわけですからそこところは、そいけん何か国も県も今、65 歳以上がタンス貯金はもう 6 割位は 65 歳以上の人がもつとるけん何とかそれをね出さしゅうで一生懸命報道あたりでもさ年寄りが 1,000 兆は年寄りがもつとるとか佐賀県にしても 3 兆 6,000 億円貯金のあるとが、2 兆円くらいは 65 歳以上の年寄りがもつとてそこになってくればもうその医療費負担の方を上げていかざるを得ん、もしバランスばとっていこうですっぎんね、そりゃ難しいことじゃろばってん本当に一般会計から繰入れをなるだけ少なくていえばそこしかなかわけですよ。財源は。そいけんそこのとこをいつごろに全くこのままやっていたはずと増えて行く一般財源からの繰入れをそのまま見とくのか、年寄りの老人医療費を今度は負担額を負担パーセントを上げるかそこのところはどっちにいかんばいかんて先の見通しとして考えます

か。

○健康増進課課長（田中久秋君）

議員おっしゃるとおりでございまして、全国的に見ても一般会計からの特別繰入でなんとか賄っているという保険者はかなりの保険者があります。で、そういった国保のその国保じゃなかですね、国、日本の全体の日本は皆保険制度をとってますので全ての国民が医療保険にかたらんばらんというその受け皿として国保がございましてけれどもその皆保険制度自体が崩壊の危機を迎えているというふうなことで国の方もですね、あーでもないこーでもないっていった議論を今、熱心に行われてその継続可能な法律が昨年そのプログラム法案というのが出来てそいは骨子ですのでいついつまでになんなんをするという法案が昨年度できてそれに伴って国保については各市町が保険者となってしているものを県が賄うというふうなことをプログラム法案で定められております。その期限が平成29年度を目途にするというふうなことで平成26年度目途に平成29年か平成30年までには県が保険者となるというふうな形になっております。で、赤字保険者ば寄せ集めて県が保険者になったけんでなんら解決にはならんと赤字保険者ば寄せ集めて県が保険者になって黒字になるわけはないとそういったいろんな議論もあっております。で、そいぎ保険料はどぎゃんすつとかいと、太良は県内見れば欠から1番目か2番目か3番目かそんなくらい医療費は安い地区になります。ことしの場合の特例的にちょっと医療費伸びて下から6番目か7番目くらいにちょっと医療費ことし伸びてちょっとくっく今、言いよるとですけれども県内でみれば安い地域になる。東部にきは医療費は高かですもんね。そいぎ高い地域と安い地域一律の保険料でよかつかいと。おどんは高つかもんのためによんによ保険料ば払わんばとかいていろんな意見がございまして。そいぎなんで太良の方が安かとかいて高度医療のこっちにはなかけんたい。東部は高度医療のよんによあつけん医療費はたこうあがつくさん。当然もう頻繁にいかるつとやっけん。医療の提供というとは県が整備せないかんと、県が整備して。そいぎ医療の僻地という問題はどぎゃんすつとかいて同じ保険料にした場合、同じ被保険者で同じ医療を受ける体制をととのゆつとは県の務めやろうもんで、まあそういったいろいろもろもろの意見が今、ごちゃごちゃやって国の方で議論がされております。平成29年度を目途に県が保険者になるということだけは決まってそいぎどういった形ですのかとかを今、政務レベル、事務レベルでの協議を全国から代表者呼んで協議が今、されておりますけれども、とりあえずその先がどういう形になってくるのかというのははっきりまだ見えてきておりません。さしあたって、遅くとも平成30年まではなんとか今の状況で太良町国保としてして行ってその後、制度がどういうふうに変わるか分からんけんですね、そいまでには、とりあえずは赤字をもって統合ていうのはなかなかまずいですので、平成30年まではきちんときちんとていうか、安定運営ができるように今の現状でお願いをしていきたいとその給付、今、病院にかかれば3割負担ですけれども、それを4割、5割てし

てくいしゃっぎにや保険者は助かるとですけども、そぎゃんむちやなことを国もせんけん
です、赤字ばどぎゃんすつとかいてそいぎその社会保険からの拠出ばしよらすとの総報
酬割りということで、そこに国が出しよつとはそいば出さんでよかごと総報酬割りで社会
保険等はまかのうてそこで浮いた錢を国保に赤字補填の分で国保に財源を回すていいよら
すとですけども、そぎゃんすつぎと社会保険の方もぞうたんのごとおどんがもらうとばな
し国保にやらんばんとかいていうふうな議論とかいろいろ喧々譁々議論されております。
実際どういう形になってくるのかていうのはなかなか見えない状況ですので、とりあえず
は現状のままで補填をお願いしたいというふうに考えております。答えになったかわかり
ませんが。

○田川委員

先ほどですね、国保の方で予算の繰入れをですね、一般会計から 8,500 万円ほどして
るという話しやったんですけど、それ以外にもですね、多分、平成 24 年度引き続き繰越しが
3,200 万円ほどあると思うんですよ。で、結局それですと大体 1 億 1,700 万円ほどですか
ね、で、ことしの差引額が歳入、歳出差引額が翌年度繰越になってます。これは 7,500 万
円くらいということは大体 4,000 万円くらいの赤字が出ているとっていいんですかね。
どんなですかね。

○健康増進課課長（田中久秋君）

ここ近年で見ればそういった数字になってはくるんですけども、給付、病院代ですね、
病院代の、収入は一定の率で税をかけておりますので所得が大きく変動しない限りは収入
の分では自主財源変動はないとですけれども、歳出はその年の医療費の状況によって当
然そこに赤字額ていうのは増減はしてきますので、それが 4,000 万円では限らんというふ
うに考えております。

○田川委員

先ほどですよ。太良町の医療費ていうとは県下でも下から 2 番目とか 3 番目私もそい
う認識持ってましたけども、さっき言われた中身がちょっと 6 番目か 7 番目になってしま
ったと下からですね。それはまたどういった原因でそうなったんでしょうか。

○健康増進課課長（田中久秋君）

今年度が特に今、給付、医療の分が伸びております。で、具体的な疾病がなにがどうで
どうだていうのはなかなか膨大なレセプトの数になりますのでそこらへんまでの分析てい
うのはかなり難しいかと思えますけれども、給付の種類別で見ますと 3 月から 8 月までの
診療で見ますと入院費がですね 17 パーセント伸びております。なんらかの病気、怪我そこ
らへんはわかりませんが入院費がかなり、逆に外来の方がですので 99.9 パーセント
ですので、外来は昨年とそう対して変わらんと。ただ入院費がかなり伸びているというふ
うな現状でございます。で、新規の透析の患者もことし 2 名さんほどまた新たに入ってきて

ましたので大体月 100 万円から 1,000 万円くらいはかかるというふうな話しは聞いておりますのでその人、透析患者が 1 人増えればもう 1,000 万円歳出が増えるということです、そこらへんでもかなり影響はあるのかなと見ております。

○田川委員

今は、医療でも予防医療ていうのに特定健診とか中心にやっておられると思うんですけども、こういうふうに県の順位というのは相対的ですからその他のところが減ってるかもしれないんですけど、今のを聞く限りでもやっぱいこう医療費が上がってるわけでしょう。相対的な全体的な金額が町内として、医療費が、ていうことはやっぱいなんらかなですね、予防医療やっているのならば効果をやっぱい出さないといけないと思うんですよね。これから今、40 何%じゃないですか特定健診に関してはですね。特定健診だけではないと思いますけれど、それ中心になってくると思いますけれど予防医療としてですね、どういったことをこう今までと違うようなことやろうとしているのか、何か企画でもあれば聞かせて下さい。

○健康増進課課長（田中久秋君）

議員おっしゃるとおりとにかく予防に力を入れていかんと医療費の抑制にはつながらないというふうに担当課としても考えております。で、今、特定健診、昨年度で 45.1%でしたけれども、年々受診率は増えてきております。私が来たときに、37 か 39 ぐらいだと思ってます。結構伸びてきてます。とにかく議員さんも目につかれたかと思えますけれどもも各地区ごとの受診率あたり、おたくの現在の受診率はこれだけです。後目標達成までに後何人きて下さいというふうなそういった広報 PR 等もですね、力を入れてとにかく健診にとりあえずは足を運んでもらうというふうなことで、がん検診等も含めてですね現在取り組んでいるところです。結果ばもろうたけんてちょっと素人やったけんて何じゃい数字のなんじゃい増えとったい減とったいえくらいでそいがかていうとはなかなかわからんけんですね、その結果説明会をですね、国保の特定健診に関して言えば、結果を直接本人にやっとなして結果説明会の会場会に来てもらって、そいで手渡ししてそこで説明をしてお宅はこの数字がこうこうですので、こういったことを食生活で注意したほうがよかですよというふうなことの指導をですね、そしてもっと数値が悪い人についてはもう保健師が直接家の方まで出向いて家の方が都合が悪ければ、役場の方に来てもらっているというふうなことで、とにかく個別のそういった指導に力を今、現在入れてやっているところです。で、そのわずかずつでござい受診率は伸びておりますけれども、大体その健診にこられる方のリピーター率ていうのは割かしよか。受けっしや人は毎年受けてもらうけんが、そん人達についてはよかとですけれども、ここに見えとらん人のおいしゃっ気のするんですけども、こん人はまったくきいしゃれんとですよね。そん人たちばいかに健診会場に足を運ばせるかていうとをですね、そこをいろいろこう何とかどぎゃんかせんばん

て思っている方法その一つの手だてがその部落単位で競争さすうだいていうふうなことで受信率ば公表したような形でしたりとかしよっとです。保健推進委員さんあたりも各地区おられますので、そういった方々にもなるだけ地区内に足を運んでいたつきいして言うてもらような形とにかく全く見えられない方についてですね、いかに足を運ばせるかというのが一番、今、悩んでいるところです。以上です。

○議長（末次利男君）

今、もう詳しく説明されましたからですね、いずれにしても平成 29 年度に一本化するといういことと進んでいるということですが、いろんな努力をされながらですね健診率にしても保健指導にしてもですね、平成 25 年度決算状況ではですね、療養給付費の前年対比の 95 だったということですが、ちなみに去年は 102.4%かな、だから若干給付費が下がっておりますですね、件数にしても 3,000 件、日数にしても 4,246 日、費用にしても 5,000 万円、保険者負担にしても 6,000 万円あまりですね。今回健診率も 2.1%上がっておりますし、もろもろのですね指導体制あたりも充実されているということなのか、特段流行性の疾病がなくてこういうふうになったのかどうい分析がされておりますか。

○健康増進課課長（田中久秋君）

議長さんおっしゃるとおり、健診の効果もいくらかはあるのかなというふうな感じは受けておりますけれども、総論的には被保険者が減少をしておりますので総額では減ってくるんですけども 1 人あたりでみればですね、昨年対比で 2 パーセント増の状況でございます。総額で 95 くらいでなととですけども、去年の対象者の人数とその前の年の対象者というところに 100 名かいくらかは減少しとりますので、総額で比較ていうのはなかなか難しい。先ほども言いましたとおり 1 人あたりの医療費は平成 23 年度の前年比では 108.9 パーセント、平成 24 年度で 105.2 パーセント、平成 25 年度で前年比が 102 パーセントと年々医療費は 1 人あたり医療費は伸びてきております。以上です。

○議長（末次利男君）

いずれにしてもこの財政は数年前からですね、……的に急迫しとるわけですけども、何といってもこれはもう給付費を抑えて健康を守っていくのかというとはこれは至難の業だと思えますし、先ほど言われたようにそのためにはまず健診率をあげるといことに尽きると思えます。そいであの先ほどもあったんですけども、どこの地区もそうだと思います、うち地区もそう。いたてもらう人固定化している。いかん人も固定化しとるわけですよ、なかなかその伸びないという状況で行かない人の固定化をどう防ぐのかここが一つのカギになってくる。そして早期発見して医療費を抑えるという形をとらんとですね、もうそれないしか手立てのなかわけですのでですね病院に 3 回行きよとば 2 回しか行きなしゃんていう制限はされんわけですからですね、そいけんその手だてが一番難しいと思えますけれども、これはもう特に保健推進委員さんの熱意にもかかわってくると思いま

すのですよね、そのむちを2回打つのを3回くらい打ってですね、やっぱりそういった健診率を上げるしか、それについては昨年、総務あたりで検証をされましたけれども、特典をやるとかペナルティーを科するとかいろんなところもありますけれども、そういったところを健診率を上げるためにそういった創意工夫を是非ともしていただいて給付費の抑制に繋げていただいたいなというふうに思っております。

○坂口委員

今、保健推進委員は各地区に1人は置いておられるのかな。

○健康増進課課長（田中久秋君）

はい。お答えします。小さい部落はたぶん何地区か合併で1人というふうな大きな地区については2人ないし3人というふうな形で保健推進委員は設置をお願いしております。

○坂口委員

あんまい私は受診しよらんけんが言われんとぼってんがそういう保健推進委員さんのちよつとこられん世帯はわかっとっわけね。わかとっていうか調べればなんかいでんくっけん分かつりやすとぼってんが、そん人たちが例えばそういう受けられん人のとこれ顔ばちよこつと見せれば今度行こうかなて気にもならんこともなかけんですよ。そのへんなどぎゃんかなて思いますけれどもそのへんの保健指導員さんのたまには1年に1回、2年に1回くらいちよつとそのうけられん人たちのところにちよと回るとかそぎゃんた出来んかな。

○健康増進課課長（田中久秋君）

未受診者の名簿を出すというのはなかなか最近個人情報保護関係でなかなかいろいろ取り扱いが難しい。未受診者の名簿を配るというのは個人情報になるのかどうかというところから入っていかんやいかんとですけども、ただ未受診者には区長配布でハガキあたりで受診干渉等をしておりますので、その区長配布をお願いするときに保健推進委員さんを活用しながら受診干渉をお願いしますというふうなことで、一応通知をしておりますので先ほど議員さんおっしゃったとおりその地区地区の推進委員さんにも温度差がございますので一生懸命される地区は具体的に言えば伊福地区とか昨年度あの大部落で目標の60パーセントを達成されております。小さい部落で60パーセントいってない地区もございます。そういったことで推進委員さんの温度差がございますので行政としてその推進委員さん全部にうっかけて私どもが口だけでぽんぽんて言うてもなかなか推進委員さんも仕事おありの中されますので、私どもも一生懸命そこらへんについてはですね、個人に直接電話でお願いしたりとかそういったことであまり推進委員さんに負担にならないような形で、お願いをしつつ私どもは私どもで未受診者にはそれなりのアクションをとっていている現状です。以上です。

○坂口委員

執行部の立場は十分分かりながら言いよるわけですね。やっぱり個人情報とか何とかば言われれば執行部はそこまで立ち入れんところもあつたいなしたいしてね、部分的には分かるもばってんが、そのへんがなんていうかな区長さんとかそういう人たちも上手に使いながらというぎんいかんけど、個人情報て口では言うばってんほとんど全部知られてしもとっけんさ中身は、実際言うてね。中にはそれを盾にとってね言う人も中にはおっかもしれんとばってんね。そのこがんとはあんまいいろんな例えば税とかなんとかはねいろいろあろうばってんが、こういう健康とか何とかについてはあんまいそがんでいうかな深く考えんでよかかなて思いはすつとばってんが、そのへんは区長さんとか何とかこう行かれればやっぱり顔を出してもらえれば次は行くけんねというくらいは考ゆつとばってん。なかなか私が行かん人間があんまいいろいろ言うこともなかとばってんが、上手にこうそのへんの区長さん含めてね、各地区が今何パーセントですよて、広江あたりも 50 パーセントしかいかんぐらいて思うし伊福がそういう状況で 60 パーセントもなつたよていう、よそもねちょこつと力を入れたら 60 パーセントなつたよていうふうなことやっけんてですよ。上手にこうよその地区あたりんともぎゃんないよつよていうごた格好で競い合わせたような状況ばこううまく上手にさ難しかて思うとよ。思うばってん上手に言うていただいて受診率を上げる方法をおどま 1 回来てもらえれば次行くとないぎんにやて思うとばってん。上手にそのへんはしてもらえればよかなと思います。

○田川委員

漁排の方でよろしいでしょうか。すみません。基本的なこと聞きますけども、今、ですよ。漁業集落排水の基本料金が 1,500 円で、使用料が 1 世帯あたり 500 円と、要するに 4 人家族であるならば 3,000 円ですかね。で、新に新規加入した場合には新規加入料が 25 万円と工事費は別ということですかね。

○環境水道課課長（藤木 修君）

加入の分担金が 25 万円で個人は別。

○田川委員

工事にその接続本管まで接続と思うんですけど、それいくらかかるんですか、大体。

○環境水道課課長（藤木 修君）

具体的に詳しい数字は私はちょっと分からないんですが、おそらく家の改造からなんかトイレの改築からしないといけませんのでおそらく 100 万円から 200 万円程度見込まないといけないと思います。

○田川委員

と申しますのも決算書 267 ページを見てますとですね、一般会計からの繰入れですよこれ 4,300 万円ほどありますよね。使用料が大体 700 万円くらいということで使用料の 6 倍くらいの繰り入れをしているということで、もちろんその汚水の処理てことについては、

下水でやるのか、また、浄化槽でやるのか思うんですけど、合併浄化槽にやった方というのが補助においても60万円、70万円ぐらいはかかると思うんですよね。結構ランニングコストっていうのも、結構汲み取りから合併浄化槽変えたら下がるかなって思ったけどかえって上がったみたいなどころもありますのでそこらへんのそのバランスといいますかそこらへんは今後ですね、どう考えておられるのかいうのを聞かせてもらえますか。

○環境水道課課長（藤木 修君）

はい。お答えいたします。以前も議会のときも田川議員に質問されたことについてにお答えした経緯があるんですが今、太良町は合併浄化槽でいきたいと思いますので、個人設置型の合併浄化槽を推進しておりますが、料金的な視点から言えばその合併浄化槽の維持管理費というものが、当然基準になってくるかと思えます。で、それを元に考えた場合に竹崎漁排の使用料というものは決して安くはない。例えて申しますとですね、竹崎地区が大体4人家族さんぐらい平均的になるんですが、4人でいきますと先ほど議員言われたとおり税込で年額44,100円程度になります。で、合併浄化槽の5人槽をとってみますと、ある業者さんはもう4万円を切るような状況にもなっていると。同額程度の業者さんもういらっしゃいますけども、そういうふうな逆転するような現象がおきている状況にあると。で、まあ、竹崎の組合の方ともお話しすることはあるんですが、やはりこの収入の増につなげるような料金改定というのはなかなかお認めいただかない状況にあります。まあその当時、試金石ということで我々が……そのへんの意識がまだまだ強くございますので、しかも基準となる料金が……あっておりますが今のところなかなか進めることが出来ない状況にあると。そしてですね、これは繰り入れがうちが80パーセントくらい予算上は。残額戻したらもっと少なくなりますけども、どこも市町も一様に苦しんでいる状況です。例えばですね、同じような規模の農業集落排水で鳥栖市なんかは他会計繰り入れが85パーセントを超えている。武雄市も83パーセント。で何でこうなるかというところやっぱり公共下水道なり浄化槽なりの費用と同じレベルにするべきだという観点からこういうふうになってるんだというふうにと考えると、太良町の漁排についてもこれは致し方のない状況にあるんじゃないかなというふうに思います。当然計画されたこの事業を計画された当初、まだ旅館も4件ありましたし、人口も多かったです。その状況で計画された施設の規模ですね、今の状況で言いますと、施設の能力に対して負荷率が35パーセント程度しかありません。人口が減って行く中でそういう状況であるということです。

○田川委員

使用料だけを見るとですね特に合併浄化槽やっている方とそんなに大差ないということので了解いたします。そしたらですね、これは何のためにつけたかというところもちろんその汚水処理率を上げるためなんですよね。だからあの毎年いっているから繰り返しになると思

いますけども、そのどういった効果がですね、その漁排の方で今……出てきたかていうのをちょっとお聞かせ願いたいと。

○環境水道課課長（藤木 修君）

聞くところにおりますと、当然地域生活圏の保全あるいは公共水域の改善、そういうことで、竹崎地区の悪臭がなくなったと、あるいは港の中に魚が戻ってきたと、そういったことも聞くところではありますが、ちょっと環境のほうで資料をもっとったんですが実際今、海水の水質調査を今はもう頻繁にはなくて3年に1回行っているんですが、平成23年度に行われまして、ことし平成26年度にも行いました。顕著に出るのがですね、数字的なちょっと資料今、持ちませんが大腸菌ですね、海水に含まれる大腸菌がもうものすごく少ないです。その他、リンや窒素等についてもよそというのは測定しているのは竹崎漁港、道越魚港それから多良川河口、糸岐川河口の4か所です。それらと比較しても窒素やリンというものも数値は竹崎が一番低い状況にあります。それらは効果として表れているものだというふうに考えるところであります。

○坂口委員

滞納部分についてですよ、旅館等が滞納した分があってその話しあいなかなかかみ合わんていうような状況を聞いておりますが、こいはある程度なんて言うかな状況からすればですね例えば我々、個人で浄化槽、当時をつくった当時であってやはり例えば旅館あたりがよかとならとれとれていうような状況もあったと思います。多分ね、いろんな状況で説明が不十分とか説明は多分されたと思いつつやっぱい当事者あたりは説明が不十分だったとかなんともいろいろですよ。そりゃ、そりゃそいとして我々個人の旅館の合併槽の処理に払う料金よか非常に高いセッティングが一番最初ね、高いセッティングがしてあった部分もあって、なかなかこう支払にに応じてもらえんやったいなんかすっけんですよ。そのへんなこうこりゃもう最終的には私、町長にお願いしたかですけどある程度トップ判断をしてですね、ここでけじめじゃなかかばってんある程度の目処ばつけとかんぎとですよ。このままの状態ですとっていく可能性も十分あるわけですね。そいけんがそがんとも含めてある程度本人さんたちの意見もあろうし、いろいろ聞いていただいてそしてそいが打倒なのか今はそいけん多分あの今のせんではそのまま払いよって思います。聞くところによると。払わんところがあるかどうか別として今の例えば料金ですね、2、3万円のところの料金が中身はようぴしゃっと知りませんけども当時は4、5万円こうセッティング月4、5万円ていうようなセッティングをしてあったと思いますけれども、そういう状況ですとこのままいけばそのままもう何も状況が進展せんですよ。払わん状況になったらいかなもんかなと思うし、ある程度こうそのへんな柔軟性ですよ、とれるような状況がやっぱい相手の要望も聞きながらですね。前を見ながらずっと見ながらですよ。そこんにきでもう決着せざるを得んとじゃなかかかなて気はしよつとですよ。そいけん一遍こりゃ町長

さんにも話しをしてみんばいかんとなかて誰かがやっばいそういうところに立ち入らざるを得んとかなくて気もせんでもなかけんですよ。是非そのへんでもうある程度のせんで少しでもこう払う状況ば作ってもらわんことにはですよ。終わってしまうけんですよ。そのへんはいかがなものかなと思うけんが是非もういっぺん担当課と執行部、町長含めてですね、その状況あたりば話しあってそしてどこかでこう折り合い点ばね見つけて欲しかと我々は思うんですけども、私担当課ともぎゃん状況やろというようなことで話しばちよろっとはしたんですけども、まあ最終的にはトップが判断せんばいかんですから、もう担当課も多分苦労しよって思いますですよ。そのへんでどうにか決着の目処が立てばなと思ひよつとですけど。担当課含めて町長あたりがどがん考えとるのか、副町長でもよか。

○副町長（永淵孝幸君）

町長が答弁する前ですけども、実は2年か3年くらい前ですね、今のような話しがありましてこりゃ町長とも協議してですね、こういった料金体系でやっばい当初が高いといったことで払いに応じてもらってないと。例えば畳の枚数にしたりといろいろなんかされたという経緯があつてですね、やはり今来ておられるお客さんとやっばい当初積算されたお客さんの数ですねそこらへんを見込んではやっばい払いきらんというふうなことがあつていたことですね、当時の担当者あたりと関係者、旅館関係者とですね協議をされてこれでどうですかというところまで話しがいつて私はそれである程度お手ついてそれでやってもらいよって思ったわけですよ。しかし、聞いたところはまだそれでも納得してないというようなことで払ってもらえてないというようなことを聞いたもんですからじゃあ再度ですねさっき言われたようなことをもう一度相手方から聞いてじゃあ、そんな時話したと今今の状況とどうかわつたのかそこらへんを聞いてですね、再度また町長あたりもそういうことがあれば相談せんいかんけんがてなことで話ばしたところですよ。そういったいきさつで私は見直しを一回やつたというふうなことで記憶しておりますので、そういったことで理解をしていただきたいと思ひます。

○坂口委員

おいも中身全部はしらんとやっけんね、ただそういうふうで今の体系ならよかよていうて払うところもあつたい払いよらんとこもあつたどがんかわからんとですよ。そこんにきでやっばい単価のそこんとこの前たつか部分について、支払いが非常に遅れたいなんかしよつと部分もあつたいなんか聞きたいなんかしよつけんですよ。そのへんは最終的にやっばいその実情に合わせたようなやっばい状況ですね、今のような状況では非常に實際言うて我々も厳しかごと非常にどこも厳しかよつたような状況ですね。そいけん我々の単価あたりも例えば2、3万円ですよ。ちよつと言へば。ふとさによつてもいろいろ違ふとでしよつけど、浄化槽、そしてその当時の浄化槽のセッティング、新しくつুকつた浄化槽とはまた浄化槽に広さが違ふわけですから、例えば一番最初100人、200人槽であとんとはどう

してこんだ環境とか何とかでよくせんばいかんてことでちょっと浄化槽あたりがふとうな
ったいた部分もあつけんですよ。あいどん建物と収容人員については実際言うてなんて
いうかな、開きはあつとですけども、単価的にはこっちが高くなつたていう部分もあつ
けんですよ。そのへんもうちょっとですよ、もうちょっとこうせつかくおどま手を差し伸
べよるわけやっけんが出来るだけこんことはどっかでけじめはつけんぎとですよ。このま
まざるざるいくとは果たしていいかどうかは分からんけんですよ。是非そのへんにこう力
をこう入れて要望等も聞きながらしていただくのが町にとってはよかかなと思ひよつとで
すけどね。

○町長（岩島正昭君）

今、副町長申し上げましたとおりに4年くらい前やつたと思います。元の土井課長当時
にある旅館の方が滞納なさっているということで、滞納だということで来ていただいてね、
役所と事務所の方と合意したつですよ。ある程度下げました。そいで納得していただいた
もんだからもうずっとそいで行きよつて思うて今初めて私も何も聞いとらんやつたけん
すね、滞納しとらすことは、いたとつて思たつですけどまたそこんたい内容また詳しく担
当から聞いてみてですよ。どういうことをおっしゃるのか、あんまい一方的にはまだいか
んけん。……ですよ。そりゃたしかに客の減つたい変動はあつとは思ひますけどね、あ
る程度歩みよりでそいともう一つ私が言いよるのは、やっぱい旅館は別として個人の場合
ですよ。普通の民家のそういうような公共とか農業集落排水とかの施設で合併浄化槽しと
るとと個人で合併浄化槽しとんさつでしょう。その分はもう厚生労働省の検査と毎月の点
検月7,000円じゃい毎月ですよ。そいで一年にいっぺんな汲み取りばせんばけん。その関
連もあつけんすね。あんまい極端もできんし、内容的にもまた調整していただいてでき
るだけのびのびならんごと話しはします。

○坂口委員

やはりあの、我々その旅館はそれなりの合併浄化槽1,000万円から何百万ていうふうな
浄化槽をもつてすね、例えば竹崎集落排水にかたれていうことでそいは個人で処理せん
ばいかんやつたわけすね。そがんとにでんちよつと言えは処理代の何百万じゃいかか
つごたつ状況をしてついでるわけすよね。そういう状況の中でもあるしですよ。そぎゃん
とも含めてこうやっぱいろいろなどの配慮もしながらですよ。そして、当時はそぎゃん
とも個人的にしてそして値段も高かつたていうところにも不満もちよつと聞いたけん
ですよ。そこんにきは早めにすね決着をしていくらかでもとる方法がよかつじゃなかな
なて思ひけんすよ。是非お願いしときます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので、採決します。

よってこれより議案第 56 号から議案第 59 号までの 4 つの議案を一括採決いたします。

議案第 56 号 平成 25 年度町山林運営山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 57 号 平成 25 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 58 号 平成 25 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 59 号 平成 25 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の 4 議案は原案どおり認定すべきことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第 56 号から議案第 59 号までの 4 つの特別会計歳入歳出決算については 原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。ありがとうございました。昼食のため暫時休憩いたします。

午後 0 時 1 分 休憩

午後 1 時 再開

議案第 60 号 平成 25 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 61 号 平成 25 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。次に議案第 60 号 平成 25 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の 276 ページから 292 ページまで、行政実績報告書では 85 ページから 87 ページまで及び議案第 61 号 平成 25 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。行政実績報告書並びに利用実績について関係者の概要説明をなお説明につきましては時間の関係上簡潔にお願いいたします。

○環境水道課課長（藤木 修君）

《簡易水道特別会計の行政実績並びに水道事業会計の事業実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、会計名と関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いします。

質疑の方ありませんか。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

実績報告書の 86 ページを見ますと、施設の概要ということで載ってます。ここの有収率ですね。これいつも問題に話題になるわけですが、昨年と比べて少しではあるがパーセントの下がったところが目立つていうかですね、少しのパーセントダウンは施設の劣化かなんせとも送水管の劣化かなんと考えられますが、伊福が 58.77、昨年が 59.24 これは改良工事があってますのでその効果に期待したかと思うのですが、喰場についても有収率ダウン、板ノ坂については昨年 97.64 が今度は 78.08 と大きく率がダウンしてます。下中山にしても上今里にしてもダウン、山根にしてもここも 77.13、昨年と比べても 0.33 パーセントダウン、嘉瀬ノ坂もダウン。この大きいダウンの 2 箇所ですね、特に板ノ坂の 78.08 これがかかなり低いような気がいたします。それと里はこれは少し上がってますが 70.04 とこいもどちらかという和有収率が悪いような感じがしますが。そのへんのダウンの理由を。

○環境水道課課長（藤木 修君）

全般的にダウンしている数字の傾向というものはやはり小さな漏水がみつけれないものが存在的にあるのだというふうに考えます。それで板ノ坂についてはですね極端に下がってしまいましたが、これは平成 25 年度中に三里分校近くで漏水を発見いたしました。で、それが、大分長い時間漏水していた模様でございます。それで、この 10 パーセント近いですね、数字の減少を招いたような状況であります。（「20 パーセント近い」と呼ぶ者あり）あそうですね。申し訳ありません。20 パーセント近いですね。施設そのものは小さいですのでもう小さな漏水でも有収率に大きく跳ね返ってまいります。そのような状況でございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

里あたりかなり大きかとですけれども、ここはまあややもすると 70 パーセント切ろうかくらいな感じがしますが、ここの 70 パーセントというのは。

○環境水道課課長（藤木 修君）

ここもですね、伊福と似たような状況でございましてなかなか漏水の発見に至っておらずに有収率が低迷したままというふうな状況であります。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

3 回目ですので、そしたらこの里についてはもうちょっと今から詳しくそのへんの状況を調べるという計画ですか。次年度でも今年度も続行中ですか。

○環境水道課課長（藤木 修君）

お答えいたします。里地区につきましては漏水調査業務委託して平成 24 年度に実施していくらか漏水箇所を見つけて手当もしたところでございますが、なかなか改善に大きな改善に結びついていない状況で今後これはまあいい方向にもっていくために引き続き漏水等

の発見に努めて参りたいというふうに考えるところであります。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑の方ございませんか。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

未収金のことではちょっとお尋ねしようかと思うとですけどね。この昨年の分と違うのは昨年平成4年度分て書いてあつとですけど、ことしは平成5年度以前分で13,010円の未収、残ですね。これ今平成4年度分て思いますが、平成4年度分以前というのは多分未収金があつたと思うんですが、その不納欠損処理をしたということで理解してよかですか。

○環境水道課課長（藤木 修君）

はい。お答えいたします。そうですね、平成5年度以前分ということで表現しておりますが、この中には平成4年度からの分がございます。で、不納欠損等はその分については致しておりません。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

それ以前がないということは例え未納があつても不納欠損処理はしたということですかて、聞きよる。

○環境水道課課長（藤木 修君）

平成3年以前の分についてていうことですね。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

平成4年より前の分。

○環境水道課課長（藤木 修君）

ずいぶん前の話については私把握しておりませんが、現在平成25年度の未納の状況については平成4年度からしかございません。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

ということはもうほかんともあつとですけどもいろいろ例えば昭和の末時代とか平成の始め時代に不納欠損は一切なかったて未収額はなかったということですか。

○環境水道課課長（藤木 修君）

以前の処理の中では不納欠損等されている経緯はあろうかと思ひます。ただその中身を今お示しすることはできません。ことし平成25年度の決算でいくらかの不納欠損をさせていただきました。それ以前は平成22年度だったかと思ひます。で、何年かおきぐらいにずっと以前も不納欠損をいくらずつかされております。古いものについてはその他経緯はあると思ひます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

これを見ておるぎ平成15年度分から下の分についてはいくらかずつでも集金ていうですか未納分の集金がなつとつとですけども、平成15年度以前の分についてはずっと数字が

一定しとつとですよ。これはもう取れる見込みがないのか、連絡がつきよっけど取れないのか。

○環境水道課課長（藤木 修君）

はい。お答えいたします。これにつきまして平成4年から平成17年にかけて同じ方が同一人物の方、同一人物の方の滞納額でありまして、この方がことしやったですか、ことしなくなられて、そしてその家族の方にも今のところ連絡がつかないような状況になっておりまして、収納に結びついていない結びつけることができなかつた分でございます。平成4年から平成17年にかけては、そういう状況でございます。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

亡くないしゃつたとやっぎ取れんとですかね。

○環境水道課課長（藤木 修君）

本人様からは当然とる機会は逸しておりますし、生存中でも交渉に行っても本人さん応対することができないような状況でありまして、それから子どもさんもよそに出られて連絡がとれないようなそういうふうな状況になってるところでございます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

他にございませんか。

○田川委員

基本的なことですけど、その未収金に至るまでまず、払ってもらえないということがあって督促状やられると思いますね。そしてそういった場合にこの最終的には水道止めることあるんですか。そこをちょっと。

○環境水道課簡易水道係長（田崎一朗君）

先ほどの1名の方の分でよかですか。

○田川委員

はい。いいですよ。

○環境水道課簡易水道係長（田崎一朗君）

この方が平成17年までの滞納があるんですけども、平成17年にもう町外に転出されております。で、その後につきまして転出先が、結構ご高齢ですね、もう施設に直接入られたような感じなんです。実際、管理者が子どもさんがおられるんですけども、この方も県外に出ておられて、先程、課長が説明しましたけども、連絡が取れる場合もありました。しかし、その後何回か連絡を、携帯もですね、お聞きしましたんで連絡をするんですけども、取れない状況です。給水停止というのは実際使われている方には有効なんです、こうやって町外に転出されている方についてはなかなか効果が出ないですね。それでこのような状況になっているということで、ただ、まだ、債務義務者というのは、本人亡くなられておられますけども、当初同居されていた息子さんたちがご健在であって、1、2回

は連絡が取れたという状況ですので、もう少し努力をしてみる価値があるのかなと思います。

○田川委員

町内におられる方に給水停止した場合は料金を払ってもらえるまで停止ずっと停止する形でいいんですかね。

○環境水道課簡易水道係長（田崎一郎君）

はい。そのとおりでございます。もう給水停止を実施した場合は基本的に全額納めていただかないと開始しないという状況ですので、かなり効果が見られます。

○田川委員

最後になりますけど、決算書の1ページの支出のですね、2番で営業外費用ていうのがあると思います。決算額で356万4,622円とこれは何の分ですかね。

○環境水道課課長（藤木 修君）

収益費用明細表の15ページにその節まで含めたところでの記載がございまして、費用というものはうちの場合は1ページの営業外費用の356万4,622円の内訳でございまして、企業債利息、支払い利息が、216万8,022円、それから支払消費税、消費税の申告額が139万6,600円含まれております。で、この決算報告書の1ページ、2ページについては税込表示というふうなやり方をいたしますが、すいません。先ほど言った15ページの方はこれは損益計算等の兼ね合いから税抜き表示となっております。で、ここの中には消費税そのものが表示されない形になります。なので数字があつてこないと現象が発生してくると。

○田川委員

今は、企業債利息で216万8,022円ですかね。これに消費税を加えたら350万円ならんでしょ、どういうこと。

○環境水道課課長（藤木 修君）

この表の中には全く出てこない。

○田川委員

一応企業債ていうのは最後のページにこうある政府企業債だと思うんですが、これというのがいつその年に借りてしまったら、もうそれは借り換えとかそういうのはできない。このままの利率で、もう返済していくてことなんですかね。ちょっと教えてもらえますか。

○環境水道課課長（藤木 修君）

これにつきましてはですね、古い分についてはもうかなり利率も高いので、当然借り換えとかそういうこと考えがちなんですが、国の方がそれを認めていません。ですから国の方も当然歳入計画なりに載せていますから、簡単に、簡単にいうか絶対に認めてくれなくてそのままずっと償還していくしかありません、でございます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので、採決します。

最初に議案第 60 号平成 25 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について本案は原案どおり認定すべきことにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 平成 25 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定すべきものと決定いたしました。次に議案第 61 号 平成 25 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及決算の認定について本案は原案どおり可決及び認定すべきことにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。

議案第 61 号 平成 25 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。入れ替えのため暫時休憩いたします。どうもご苦労さまでした。

午後 1 時 39 分 休憩

午後 1 時 54 分 再開

議案第 62 号 平成 25 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。議案第 62 号 平成 25 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。病院事務長の事業実績について病院事務局長の概要説明を求めます。なお、説明につきましては、時間の関係上、簡潔にお願いいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

《町立太良病院事業会計の事業実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、決算書及び審査意見書のページを言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ございませんか。

○田川委員

決算書の3ページなりますけど、資本的収入および支出の決算額ということですね、でこのところで支出の方で下の方ですね。区分で第1項の建設改良費と企業債の償還金とありますけれども、この建設改良費についてはなんかこう機器を買ったものということで理解していいんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

機器の購入費となります。

○田川委員

ちょっと質問ですけど、地方交付税がくると思うんですよね。病院だということに対して。それですよ。平成25年度と平成24年度どのくらいきてるのかわかりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

交付税、病院分としていくらていうのははっきりした数字はいただいております。で、ちょっと付け加えになりますが、県の決算報告等で報告する際に県の財務の関係者の方から話しを伺う限りでは、病院としてこれだけ必要ですということで、ある程度の積み立て額を計算して出すんですが、その額は入れているような感じでいつも話しはしてもらっています。

○田川委員

それは大体いくらくらいなんですかね。毎年。

○財政課長（川崎義秋君）

額は私もちょっと覚えておりませんが、交付税の算定項目の中に病院だけの算定はありません。保健衛生費という項目の中に公立病院の病床数、救急告示病院数と病床数、それと公債費ですね。これが組み込まれております。基準財政需要額にこれがいくらかかていうとはですね、ちょっと細かい数字になりますので、簡単には出せることができませんので、金額がいくらていうことは今、ご提示できません。一応そういうふうな算定項目になっております。保健衛生費の中に含まれております。

○田川委員

そしたらまあ病院でもいろいろ会計繰出を出していますよね。大分その改善されてきてですね、繰出の方も収益の繰入金の方はですね、こい見てますと、実績報告書の方なんですけども45ページ見てますと平成22年度、1億4,300万円ぐらいだったのが、平成25年度になると1億2,300万円になってますよね。で、それでさっき資本的な繰出しがいろ

んな企業償還金とか物を買うとかに充てているてことだったんですけどこっちの方はだんだん増えてくるですよ。始めは3,600万円くらいだったのがだんだん平成25年度だと7,300万円くらいになると。これていうのは要するにちょっと私もわかんないんですけど、繰出し分は結局、足して2億円くらいになる全部で、要するにそれに合わせて病院の方でこれだけ支出の方の形が減ってきたからその分機器を買うのに回そうとそういった計画で進んでいるのかどうか。ちょっと数字が揃っているもんでですね。その足した分がどうなんでしょうかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

はい。お答えします。収益的収支と資本的収支2つに分かれておりますけど、繰入の基準の計算をする上でですね、これも総務省が示している基準がありまして、収益的に組み込む分が企業債の利息分、それから救急医療の確保に要する費用、そこは人件費であるとか人の派遣であるとかそういったのとか救急の救急病院としての委託料とかそういったのが含まれます。輪番当番とかそういうのも含まれます。後、保健衛生に関する費用ということで予防接種等に出かける分そういったものが入ります。後、医師等の研究費用ということもこれも項目として上がっています。それに小児医療に要する経費これはもう原価計算してどうしても、赤字になりますので、その分赤字の補填の分、それとリハビリテーションについては減価償却が非常に収益に対して高くなってしまいうということで、そこに関しても規程で定められているところです。後は医師の確保に要する経費と不採算地区ということで、認定を受けていますので、これは1床あたり84万2,000円でこれ60床かけて5,000万円程度、今、言った分が収益的な方にあります。だから、ここが大きく計算して増えたり減ったりというのはそんな動きはないと思っております。資本的収入の分は先ほどの企業債の利息の分が、平成23年度から1億1千万ほどに上がって全部の償還金額は、1億1千万程度に上がっております。平成27年度までが1億2千万円ぐらいで、その後は若干8,000万円くらいに減ってはいくんですけど、平成23年度からの5年間でその大分上がってる分その企業債の利息分が大きく膨らんでいるところです。後、資本的収支の方は今後は企業債の元金になります。元金も利息と同じで5年間、平成23年度から大きく増えているところになります。後は、建設改良の費用としては機器の購入、先ほど言われていた機器の購入の分が入ってきます。で、こういう項目でそれぞれが若干増えたり減ったり、機器の購入は毎年大きな物が入るわけじゃないので、それは変動はやっぱりしていきます。以上です。

○田川委員

はい。分かりました。機器の分でクロスファイヤー、これはどういった機械かちょっと説明してもらえますか。ちょっとわからなかったんで。

○太良病院院長（上通一泰君）

通常病院でレントゲン撮影といって写真としてこうする検査がありますが、手術中にもう現時点の状態、今の骨の状況を見るような機械なんです。連続的にこう見る機械。その機器名かなど。訂正です。すみません。クロスファイヤー、手術中に使うですねドリルの本体部分です。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

決算書の4ページの損益計算書を見ますと医業収益の中の（3）番その他医業収益ということで3,720万4,669円という計上がなされています。このその他医業収益というのは簡単にいいですからどういう内容のものか説明していただけますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

はい。お答えします。まず、室料差額であるとかです。特室料、特別室の特室料ですね、それであるとか。診断書の交付するために必要な料金、診断書料とかいろんな書類に対してお金がかかってきますけどそういったものが大分含まれています。後、自費の診療分。自費で自由診療ですね、予防接種等が入ってきております。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

我々素人ですから単純に給与費が何パーセントしめとつとて見るときにこの医業収益対医業費用の給与費のところ見るわけですけど、これも医業収益てみなされると思います。収益からこの給与費を割り返したときに64パーセントくらいが給与費が占めている割合だなというふうに感じるわけですけど。その前のアドバイザー事業のときにこれ指摘されたのが、太良病院は4,000万円くらい給与のカットをせんと、まずはいかんでしようということがありました。で、お聞きしたいのが当然医業収益がこのままの形で医業収益がもっともっと上がるとればパーセンテージは下がってくるというのは分かっとですけど、今だにという言い方へんでしょか、准看さんの給与がものすごく高いねという話の中からだんだん下がっていくというのはわかっとですけど、この60パーセント割る時代というのはいつぐらいの目処になるのか、医業収益がどんどん下がればこのパーセンテージ上がってきますので、一概に給料が高い高いだけではゆうなかって思うんですけど、そのへんの目処ていいですかなかなか60パーセント割ってよくなったなて見えてくるのはいつぐらい感じておられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

はい。お答えします。今、准看の給料の件が話し出ましたけど、給与改定を行いまして、昨年度から減額が始まっています。昨年、5年間で、まず給与改定した時に基本給から切り離して調整給ということで、ちょっと切り離しをしております。その調整給を5年間でゼロにもっていくということにしておりますので、まだ若干ずっと減っている2年目が平成25年度、すみません、平成25年から減っているということで、5年後には准看の分は大分通常の一般の民間医療機関の准看の給料に大分近づいていくとは思っています。で、60パ

一セントになるのがいつ頃かということのはっきりは言いきれないですが、そういったところの給与の減が5年、後4年後には大分落ち着いてくるというのははっきり言えますのでそこで大分下がってはくるとは思います。その時に医業収益をどれだけ上げれるかというところだと考えております。その時点でどうしてもまた64パーセント、65パーセントとかそういった給与費があるようでしたら、またもう一回そのときに給与改定等考える必要があるとは思いますが。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

5年後くらいにはかなり見えてくるとのことですが、その5年間の間に果たして今までとおりの全適でいいのかどうかという問題も当然発生してくるとは思いますが、そのへん両方絡めて今の全適用、じゃあ独法にするのか、指定管理にするのかというところの両方平行させながら考えて行く必要があると思うとですよね。そうせんとやっぱりもうちょっと絶対改革とまでは言わずにも、2年後くらいには組織のあり方の見直しをということもありましたので、そのへん含めて平行した考え方でいってもらいたいと思いますけども、そのへん将来展望としてどうですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

これ、私の意見になるかもしれませんが、前回一緒に視察をさせていただいた病院等の事務長さん、また院長先生の話しを聞いてて独立行政法人になった病院の見学、施設見学ですけどそのところを見た限りでは独法が本当にいいのかというのがすごく私は思ったところでした。独法になったからといって町からの出向の事務が抜けてはいないであるとか、賃金も町の体制である。または病院の体制が混在しているとか。そういったところをきちんとクリアできるように話し合いをした上での独法に進むというのであればすごく意義はあると思っています。でもそのへんがちょっとウヤムヤな感じで進むのはすごく危険なのかなと思った次第でした。ていうのが、スタッフの意思の疎通が全然とれてないんじゃないかというのがすごく感じたところだったので、病院として一つトップがいてその指示命令系が末端まできちんと通らなければ組織として成り立ちませんのでそこがきちんとなされていないような病院であればやっぱり将来はないのかなとそういったのがすごく感じられたところだったので、当院でも独法化する方向に進むのであればそのへんをきちんと話しあって決めた上で進んで行くのが一番いいのかなと思います。で、指定管理の方は、ちょっと見学はしてはいないんですが、指定管理に2年くらい出してまた町に戻っているところとかもいくつかあるようですので、指定管理の方は私はあまり進まない方がいいのかなと思っています。独法は一つ考えていってもいいのかなとは思ってますし、独法になったからといって医業収益が上がるか、で、地域の皆さんへのサービスが向上するのかなと言われてもそこははっきり言えないんじゃないかと思います。十分、今の段階でもそれはやれることだと思っていますので、精一杯とにかく地域の住民さんの受診率を上げていく

ような努力は今でもできることですので、今の段階で努力できることは精一杯やっていくというのが今現在私たちの使命かなと思ってやっているところです。

○太良病院院長（上通一泰君）

私もその井田事務長からその独法化した病院の見学した際の話は聞いています。大体同じなんですね。独法化したからといって体制が変わらなければ何も改革されるわけではないので、今、地道に年々、いろんな評価を取り入れたりはして改革されてきてはいるとは思いますが、いろいろ検討した上でですね、独法化するのはいいと思えますけども、あそこだけ変えてすぐ改革されるわれわれじゃあないかなと地道に今の努力を続けていこうかと思っております。

○川下委員

10 ページですよ。小児科の先生が来なくなったということですが、その後どうですか。何とか決まったですか。医師確保費もですよ。金額的に 61 万円という金額も少なかとぼってんがもうちょっとその医師の確保というか、その対策費を増やしてですよ、することはできんとですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

医師確保費としては昨年が、61 万程度使っているのかなということですが予算としては 300 万円ほど上げてはいます。で、実際、一昨年在確保対策費の中から紹介手数料として 1 人常勤を入れたら 300 万円近く払わなければならないので、そこを基準に毎年 300 万程度は予算化はしております。今年度以前おられた小児科の先生、夏ぐらいいまでメールのやり取り等やりながら話しをしていたんですが、ちょっと厳しいのかなということが正直なところです。その後、人材紹介会社の小児科の件話しをしましてその前からずっとやってはいるんですけど、今、1 件話しを進めている。誰を紹介しますてはまだ来てないんですが、こういう方がいらっしゃいますよという紹介は受けて前向きに話しをしましょうというところでやっている途中です。そういつてところで動きは少しはやってるんですがなかなか佐賀大学の方の小児科の方にも早くしっかり話に行きたいんですが、今、現在まだ小児科の教授が決まっていないという佐賀大学も本当に大変な状況みたいで小児科の教授のところには私たちが行きたいんですけど、教授が決まってないんで話がうまく進まないというのもありまして、なかなかちょっと難しい、今年度はですね、難しい状況で進んでいます。とにかく外部の紹介会社を使って小児科の先生の招聘には努力していきたいとは思っています。

○川下委員

是非ですよ。なんとか小児科ですよ、先生を確保してもらってですよ、こどもたちがだんだんだんだんすくのうないよる中に今、実際太良町ですよ、こどもたちが小児科の先生がおらんやったけんが亡くなったとか、そういう不幸なことが今あいよらんけんんとかよかぼってんが、こいはもしそういうことがあつてときにですよ。町も含めてですよ、

小児科の先生も確保せんで何ばしよったとかとそういうことも言われかねんていうか、そういうことが起きうる可能性もあるもんやっけんですよ。そこらへんを。前回は一緒ですけどお願いしたい。

○太良病院事務長（井田光寛君）

本当に申し訳けないと思ってます。必ず入れるように、入っていただけるように探していきたいと思ってます。

○坂口委員

これと直接関係なかかも分からんとですけども、太良町に人工透析の人たちが徐々にこう増加ていうか増えているような状況の中です。太良病院に於てそういう要望等もあるとですけど、簡単になかなか赤字やったいなしたいすっけんそがん簡単にいかんたいあなたたちが全部来てくるっぎとね。例えば透析する人が太良町に来てくるっぎとそりゃ採算ベースにどうにかあおうけんが、よかろうばってんがていうふうなことで、まず聞きたかとは透析する場所確保とかそういうふうとにどのくらい、金がかかりそしてまた何人ぐらいそういう太良病院で透析ば新しく設置したとき、何人ぐらいの利用者で採算ベースに合うのかていうふうなところば教えていただければな。

○太良病院事務長（井田光寛君）

しっかりした金額をはじき出すのはちょっと今、頭にはないんですが、まず必要な人、物としてまず常勤の先生がまずいなければいけないというのとスペース的にも今の病院の中ではちょっと厳しいとは思いますが。拡張しない限りは無理だと思ってます。で、透析の機械は非常に高価です。1人1台で感じてそれをもう7、8人はやらないと多分採算ベースには上がってこないと思えますけど、そんだけやったら結構な金額にはなっていくと思えます。先生と臨床工学技士、その機械をきちっと管理する技士が必要になってきます。あとはその看護スタッフということになるかと思えますけども、それ7台入れたとしてそれを1日2クール回すとかそれぐらいの患者数がいらっしやったらという、いらっしやったら多分採算ベースにはなっていくんじゃないかとは思いますが。

○太良病院院長（上通一泰君）

補足て言うか、多久市立病院がですね、透析の機械は入っている。ただ、確かあそこが、腎臓内科とか泌尿器の医師とか透析に必要な医師が非常勤らしくてですね、それだと全て回せない。透析が必要な方の手術もできないていうことで多分全て機械もあつて常勤の医師も揃ってていう体制じゃないと少し厳しいのかなていうふうには聞いてます。

○副議長（久保繁幸君）

私もそのことでお尋ねしたかったんですが今年、透析をされる方に2名増えられたていうことでそういうことで太良病院にそういう対応はできないのかなて一緒に質問したかったんですけど、今、聞いてみてこういうふうな金額とまたそれを扱う先生等々も必要てい

うことを今お聞きしたんですが、2人、今からまた減りはせんと思うんですよね。透析を受けられる方はですね、だからそういう計画的なことも考えられてここ何年か先にそういうのが出来るのであればですね。考えていただきたいということを言いたかったわけですね。それと今さっき川下議員から言われた小児科、小児科の先生今、週に3回おいでになってるということなんですが、毎回違う先生ですよね。その最低限、その同じ先生がおいでになってもらえないのか、我々も孫が病院につれていくとき、きょうはどこの何先生なていうて、また違う先生で言うもんやけんですよ。そのへんはやっぱり同じこどもを見ていただく先生は同じ先生がいいんじゃないかろうかというふうなことと思いますがそのへんは可能か不可能かですね。毎回違う先生でしょう。そのへんをお伺いしたいんですが。

○太良病院院長（上通一泰君）

透析の方はいいですよ。（「透析の方はいいです」と呼ぶものあり）小児科医師、確かに続けて継続して診てもらった方が確かにいいんですけど、なかなか現状としては難しい状況です。ていうのは、こちらお願いしてきてもらってですね、向こうの勤務の状況などで多分そこで代わって交代して来られると思うんです。ただ、さっきも言いましたけど継続した診療の方がこどもさんのため、患者さんのためにもいいとは思いますが、また是非それはお願いはしたいと思います。

○副議長（久保繁幸君）

よろしくお願ひしときます。

○田川委員

先ほどから医師の確保ということが出ておりますけど、僕はまずですね、院長の確保をしっかりやって欲しいと思います。やっぱりあの今上通院長ですね、非常にですね、何と言いましようか。私も行きましたけど、膝の件でですね。10時頃いっても12時すぎごろくらいまで非常に人気があるということで、若くてですね、非常に有能な院長ですので、ですが、今、医局になりますかね。自分の意思と、自分は残りたいという意思があってもやっぱりそういうところで、戻ってこいとかいうこともあるかもしれませんので、聞くところによりますと佐賀大学の医学部ていうか佐賀大学の学長さんあたりですね、太良町に縁があつていろいろご高配を賜つてといたしますか、そういうことをしてもらっていることですので、学長もですね、いつ変わるかていうのも分かりませんので、そういった時にですね、変わる前に是非とも院長を確保してもらいたい、そういったふうな思んですけど、どうですか事務長としては。町長でもよかですけど。

○町長（岩島正昭君）

外科も整形も先生2名おいでになるわけですよ。院長ともう1人ね。もう1人の方はもう佐賀大学に勤務で登録してあるもんだから、院長さんについては私は、ずっとおつてもらいたいというふうな要望を再三申し上げて、まあずっと何年ですかね、おつてもらつと

るとですけど。私はまだおつてもろうて、もし院長が行くて言うぎんむこうに文句言いやいかんばなて思うとですよ。是非おつてもらいたい、というのは、こういうこと言うぎんいかんですけど、外科も整形でもとつとですよ。で、先生がねもし異動してどこかにおいでになるぎんまた収益がバンで減つと思ひますからね。だから今、他の藤津郡内の各病院も外科については太良が整形については太良ば紹介してやいよる。ていうふうな先生たち各院長がおっしゃってもらってるし、リハビリもそういうふうでですね、町外から紹介状もらつておそらく来ている状況ですから是非とも院長についてはもうおつてもらいたいというふうに思ひます。院長もそのつもりでおつてもらつとると思ひます。

○田川委員

院長のそういった気持ちを私たちにも見せてくれるんで、でもやはり院長の気持ちだけで決まらない分もありますので、やっぱいそこらへんはですね、早いところですねこう抑えてもらいたいというのが願ひでございます。よろしくお願ひします。

○牟田委員

先生あたりのこともそうですが、よそにこの頃は年のせいかしょちゅう病院にあちこちお世話になるごとになって気づくのがですね、やっぱい患者さんの待ち時間が1人あたりに対して長い。それとやっぱいそのそれも、そらからその看護師さんあたりの患者に対する接待の仕方とかそういうあれがやっぱいどこに行つても、あきらかにちよつと違ふなていう感覚はあるわけですよ。どこが違ふていうのは我々素人やっかん分からんばつてん。そこらへんはやっぱいみんなで努力すれば先生とまた別なところで、特に今の患者は年寄さんがほとんど主ですよ。腹薬に頭薬ば飲ませてでん効くていうそこまではあいじやなかろうばつてん。そんな病院そのものがほんにあがんとしてどうせずつと老衰していきよつて、どがんなつとんあつけん我々もそうで、今まで全然どこもどこもどがんもなかつたいどんがさ手の痛かつてみたり膝が痛かつてみたりいうごたつとが出てきてそいぎんやっぱい病院の先生かいちよつとさすつてもらえばあーよかつたていうくらいのあれが大体冗談のごと話しばつてん、大体ほとんどの年寄さんたちと話しばしよつらね、やっぱいそこらへんが一番出てくるわけですよ。この人たちにもう言うちやいかんばつてん我々を含めてもう体が老朽化してそんくらいしか動かんとは手入れしたけん走つてさるきゆつととなるていうことはなかわけで、少しやっぱい老人医療は気慰めのところがほとんど大きい部分があるて思うわけですよ。実際はね、医師の立場からそういうことはひよつとしたら言えんか分からんばつてん。やっぱいそいけんそこらへんを、もう少しこう皆さんが町民さんたちと話しばしよつたらですね、それは医師の不足とか医師の技術とかじゃなく、みんなで努力すれば人間性もあるけん一番難しいところか知らんばつてん、やっぱいあのそこが何か病院のあれでは以外と大きなところ占めとつとじやなかろうかてごたる感じを受けますがどぎゃんですか。事務長さん。

○太良病院事務長（井田光寛君）

はい。お答えします。今、言われたとおりにもう接遇というのは、やっぱり一番まず患者様への対応、本当一言目の対応だと思います。そこは本当に来られた方が満足していただけるような接遇ができるようにそういったところはですね、病院の中でも全員集めて研修会を行ったりやっているところです。方言を最初から方言ばかり使うとかやっぱり回りの人が方言使っていたら、ちょっとやっぱり聴きがたいとかそういったものもあります。でもなれてきたら方言がいい。まあそういった場合もありますんで、そのへんは臨機応変にですけど、やはり接遇、とにかく接遇教育は力を入れて、続けていってるところです。後、診療時間に関してですけど、整形外科の診療時間のところで一番待ってあって、待ち時間が長いというのはすごく問題になっているのかなと私は実感しているところがあります。内科の方は比較的スムーズには流れているほうかなとは思ってます。整形外科、1日の外来患者数から計算すると、午前中だけでも1人あたり3分から5分で回さないと数がさばけないというのが現状です。そういう先生の診療時間の前に出来ることはないかということで、その前に問診をして、写真撮影が必要だったら写真撮影をする。そういったことは今、前の業務としてそこをやって先生の診察のときには全てはある程度はそろって診察を受けるとそういった流れを今、どんどん作って行って少しでも短くていうのはやっているところです。まだまだ業務改善するところあるかもしれませんが問題でたらすぐ改善の委員会で話しを上げて今のところ取り組んではいるところですけど、まだまだというのがあるかもしれません。

○坂口委員

ちょっと感じですけど、例えば初診者ですね、初めて外来に来られたいろんな人の時は受付して、例えばよそですっぎと何でんかんでんちょっとあいもしいこいもしいいうかな全部色んな例えば血液検査をし、血圧をし何をかんをとして、結構、初診者の時はですよ、こう回してなんていうかないろんな医療の単価のとれるかなて。よそはけっこう回して仕事さる。いつも来られる人はね、そりゃもうそいだけで来られるばってんが、他んところはこう思いのほか初めていくぎとなんでんかんでん調べらてさ。結構高く取られるかなて気のするとやっけん。そのへんの上手な取り方いうかな、はなとかかなて思うてね。太良病院は普通ごつとい来られる人が多かろうばってんが、外来で初めて初診者の時はそういうとり方も一つの法方かなとするわけね。それが一つとさっき牟田さんがお話しをされたようになっていうか看護婦さんが歩ききらんとに歩ききることになったよねて言うだけでも年寄りさんたちは歩きゆつごとならずわけね。ならずていうかちょっとおおげさばってんさ。もう気持ちゆういかにも病院に来てもうよくなったていうふうな感じがすっけんが先生の医療もそりゃ一番大事かばってんが、看護婦の医療の医療がその何ていうかな言葉遣いだけででんその半分は何ていうかな年寄りさんたちの医療につながっじゃなかな

て気はするわけね。そいけんそのへんばこう年齢的にわくっていうとは変な言い方ばってんが、例えば高齢者の人たちにはもうそのへんば徹底すつとかさ、若い人たちがそんならこのこと言うぎと文句言うたいなんたいすつどん、牟田さんたちんごたつのおっけんね。今は優しかばってんが、名前ば言うてちょっと失礼ばってんが、まあそういう人たちがおったいなしたいすつけんですよ。そのへんはこう反対に区分けていうかなすればどがんかなて気もせんでもなかとばってんね。まあどがん病院の方考えとつとかなて。

○太良病院院長（上通一泰君）

初診の方で検査たくさんてまあ僕らは必要な検査をしっかりと請求もれをなくして、した検査に関してはしっかりと請求する。ていうことをしています。後は、来ていただく患者さん増やしてですね、増収てことで考えたいとは思うんです。後、区分けに関してはですね、区分けに関するていうか看護師さんの対応、接遇に関しては接遇委員会ていうのがあって研修会もしてますのでまたそれを通じて、改善していかんといかんと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

今、医院長言いましたように結構今、初診と言われても紹介で来られる方とか結構いらっしゃって、紹介状の中にある程度データが持ってこられるパターンがすごく増えてきています。で、そういった面で医療費の抑制にもつながっているとは思いますので、そのあたり本当に足りない分だけの検査をするていう方向性で私はすごくそれが良心的な医療かなとは思っているところです。

○坂口委員

太良病院は良心的なてそりゃ後から言おうだい思とつたとばってんさ。もう先言われてしもうたけん何も言うことなかごとなつてくつばってんが、結構よそいけば例えば整形にせろ何にせろね、結構何カ所もちよつと回されてちよつと一日がかりのごとなつてくるわけですよ。そん中にいろんな検査ばしてそりゃありがたかことですよ。あいどん、ちよつとと言えば今、あの例えば太良病院かかってよそに行くて言うぎとよそはするわけですね、ちよつとと言えば分かつつたっちゃ。そいけんそういう人も例えばよそにかかって太良病院にきたいなんかする人たちあたりもやっぱいそがんちよつと民間あたりはそういうふうな結構格好でね、結構その上手にとりよるなて思うて私は感ずくとばってんが地元の人たちやけんそがんとられんかな。よそはとられたいなんかしよるけんそこんにきはちよつとどがんかなて思うて言いよるとやっけん。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

看護師長一言接遇のあれで。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

逆にこっちから質問ば。そいぎん答えやすしゃしいしゃつかも分からんけん。せつかく師長さんきといしゃつけんですよ。大改革に進んだとは決して言えるてまだそいだけじゃ

かて思うですけど、太良今、だんだんだんだんそういった接遇のチームだとか研修だとか度重ねるごとに少しずつ変貌に向かいよって思うとですよ。で、ここ何年かで師長さんが、看護師さんを見てこられて、ミーティングを見てこられて、研修あたり見てこられて全体的な雰囲気は具体的に、いくつでも結構ですからこのところようになったよとかいうのが感想て言いますか何かここ2、3年、3、4年の間でこういうふうにもなったねとか自分が感じることでいいと思うんですけど。

○太良病院総看護師長（坂本まゆみ君）

大分こう看護師、国家資格を持つ職業はずっと一生勉強し続けないとやっていけないというところで、それは看護師の毎年、念頭にします会議では、先生に言っていて、自分含めてですね、委員会もたくさんありますし、それについては皆さん残業になっても参加してくれるし、自分たちのスキルを上げるという努力はみんなするようになってきたかなとは思ってるんですが、まだまだだと思いますが、そこ努力は続けているところです。そこは感じます。みんなやらなきゃいけないという気持ちとかは持ってくれていると思います。実際に以前、学会発表とかなかなかできなかった、5年くらい前はしてなかったんですが、積極的に発表もするようになって全国の学会にも発表できるようにはなっていて、もうこれが当たり前のようなことの雰囲気にはなっていますのでこれは続けて行きたいと思っています。このくらいでいいでしょうか。

○牟田委員

先ほどの回転、患者さんの回転のあれですが、時間のどうしてもかかる外科手術とかなんとかそれは抜きにして、1人平均5分とか6分とか先ほど言われたね、そしたらそいで一番まっとうってあれは、例えば平均6分とするなら、その倍くらいの時間を見てそれ以上お待ちの方は申し出て下さいというそういうやり方しよるところもそれから病院に限らず法務局あたりに行っても以前はもう本人があぎゃんとせんぎにやいつまっでん待っとかんばんごとあいやったばってん、3分以上待ってるお方たち申し出て下さいというようにそういう風なねあぎゃんとサービスていうとはあれからすれば自分から言いきらん人がいっぱいおっとやっけんね、そこらへんも取り入れてこう何か考えていただければ患者としては大分気持ちよく待てると思うんですけど、どうですか。

○太良病院院長（上通一泰君）

診療時間5、6分、決して長くないんですけど。たくさんいらっしゃると待ち時間が長くなってしまふという状況なんですよ、で、確かにもう普通にやっているだけではもう回らなくなっているの、周りのですね個人の整形外科の病院とか、かなり効率よく患者さん見てられるとたくさんあるんですよ、ですからそういうところを見学に行つて参考にしながら改善していこうかと考えています。

○太良病院事務長（井田光寛君）

待ち時間が長くなった患者さんに何かアクションおこしているかという件では整形外科1時間以上待った方には声をかけるように1時間以上待たれる方いらっしゃいませんかとかそういった声は掛けるようには今している状況です。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと質問じゃなかつですよ。要望。今、皆さんからるるこう話しのあいよるですけど織田病院では看護婦さんがずっとさるきよらすさ。そいであなた何時間待ってつですか。何時間て言わずぎん内科ない内科にいつてね言うてやいよらす。人間ドックによいよきよつてね下でそがんしよらすとが1点そこんたいしてもらいたいていうことと、もう一つはおりや薬もらいに来たいどんいつまっでん待ってかんばんて薬いっちょばいて言わすけん。薬だけの人はやなかでいれられんとか診察のやなかにこう。そこんたいは前の人の患者さんと話しおうてはでくつとやろうっけんが、この人は薬だけやっけんが先よかですかてそこんたいばねしてもらうぎんね。あたしはたいて待って。おりや薬……て言わす人もおらすもん。

○太良病院院長（上通一泰君）

……は必要かなと思います。若い方に待っていただく。処方のみとかですね、確かにそれはあってですね、処方のみとか、注射の患者さんであるとか、リハビリに必要な診察が必要な患者さんとかいらっしゃって、患者さんとしてはですね、受付の順番ていうのがあるので、今のところそれが手をつけずにいるところであるですんですけど。工夫してですね、患者さんと分けて効率よく診察しようということも今、考えています。

○坂口委員

そいけん例えば院長のところは多かわけね、そいけんただほら今さっき言われるごともう診察せんぎとリハビリでんいかれんわけね、ちょこつと見るだけ何もせんとですよ。よかねてちょつと言えね。あーよかねていうてただハンコ押すてほんないリハビリどうそていうふうな格好でしょうが、実際の話しが上通さんのとこも特に人間の多かけんさ。そのへんば今、さっきいわれるごと仕分けすればもう倍時間のつぶれるもんね。そいは必要かかなて思う。そいだけです。何もなか。もう終わらしましょう。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので、採決します。

議案第62号 平成25年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案は原案どおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 平成 25 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。これをもちまして、本日は7つの案件を終了いたしましたので、これにて散会いたします。2日目の明日も9時30から再開です。お疲れ様でした。

午後2時56分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長 下 平 力 人